

平成16年3月9日(火曜日)第1回定例会

出席議員(21名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊・	議員	4番	煤津博士	議員
5番	安孫子市美夫	議員	6番	松田孝	議員
7番	猪倉謙太郎	議員	8番	石川忠義	議員
9番	鈴木賢也	議員	10番	荒木春吉	議員
11番	柏倉信一	議員	12番	高橋勝文	議員
13番	伊藤忠男	議員	14番	高橋秀治	議員
15番	松田伸一	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	那須稔	議員	20番	遠藤聖作	議員
21番	新宮征一	議員			

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉愼一	教育委員長
奥山幸助	選挙管理委員会委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
浦山邦憲	土木課長	柏倉隆夫	都市計画課長
犬飼一好	花・緑・せせらぎ推進課長	鹿間康	下水道課長
木村正之	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	安食正人	健康福祉課長
真木憲一	会計課長	安彦守	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
芳賀友幸	管理課長	芳賀彰	学校教育課長
佐藤勝良	社会教育課主幹	石山忠	社会体育課長
三瓶正博	選挙管理委員会事務局局長	安孫子雅美	監査委員
布施崇一	監査委員局長	小松仁一	農業委員会事務局局長
事務局職員出席者		鈴木一徳	局長補佐
片桐久志	事務局局長		

月 光 龍 弘 庶 務 主 査

大 沼 秀 彦 主 任

平成16年3月第1回定例会

議事日程第4号

平成16年3月9日(火)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第1回定例会

午前9時30分開議

平成16年3月第1回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

一般質問通告書

平成15年3月9日(火)

(第1回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
14	いわゆる「三位一体改革」について	政府の「三位一体改革」の欺瞞と 地方自治体のとるべき対応について 本市の具体的対応について (イ)投資的事業の見直しの基準 について (ロ)大型プロジェクト事業の整 理・縮小について (ハ)膨大な市債の償還計画につ いて	20番 遠 藤 聖 作	市 長
15	合併問題について	寒河江市の取り組み方と2町への 対応について		市 長
16	財政問題について	地方財政の危機と小泉改革の所見 について 本市の財政危機と、その要因につ て市長の見解を問う	18番 内 藤 明	市 長
17	合併問題について	合併協定素案における中学校給食 と合併必要論拠の矛盾について 合併協定素案における新市の主要 事業と財政見通しについて		市 長
18	政治姿勢について	教育委員会の独立性について		市 長
19	国旗・国歌について	国旗・国歌について、市長の所見 は	8 番 石 川 忠 義	市 長
20	地域の住宅団地づくり について	国旗・市旗の掲揚について みずき団地の現況と経済波及効果 について 木の下土地区画整理事業の見通し とまちづくり及び経済波及効果に ついて		市 長
21	英語教育について	これまでの英語教育について これからの英語教育について		教育委員長

再 開 午前9時30分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

一 般 質 問

佐竹敬一議長 日程第1、3月5日に引き続き一般質問を行います。

遠藤聖作議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号14番、15番について、20番遠藤聖作議員。

〔20番 遠藤聖作議員 登壇〕

遠藤聖作議員 おはようございます。

私は、日本共産党と通告してあるテーマに関心を持っている市民を代表して、以下、市長に質問いたします。

最初に、政府の「三位一体改革」の実態と内容についての市長の見解を伺います。

このことについては、5日に川越議員が質問していますので、できるだけ重複を避けて伺いたいと思います。

いわゆる「三位一体の改革」とは、一つ、国庫補助負担金の廃止・縮減。二つ、地方交付税の見直し。三つ、税源移譲を含む税源配分の見直しの三つを一体で行うというものであります。

改革、いわゆる改革一般については各種制度が国民本位のものになっているかを物差しにして、不断に見直しを図っていくという意味では当然なされなければならないことであります。しかし、今回の三位一体の改革は、政府の国民に対する制度上、財政上の最低の責任すら放棄する内容を含んでおり、重大な問題があると私は考えます。いわゆる地方でできることは地方にと言えば聞こえはいいのですが、現在の政府の改革の内容は地方に対する兵糧攻めとしか言いようのないものであります。

特に、私は地方交付税の財源保障機能を維持することについて、市長の見解を伺いたいと思います。

地方交付税制度は、全国どこの自治体も独立性を持って標準的な行政サービスを提供できるように、国がその財源保障をするということを目的にした制度であります。しかし、政府はこの交付税の本来の使命、役割に手をつけてきています。その内容はすさまじいもので、段階補正や事業費補正の縮減とともに、公立保育所運営費を含む補助負担金の一般財源化、地方単独の公共事業への起債配分も大幅に縮減をし、交付税全体でことしは1兆1,800億円の削減、さらに交付税の不足分を補うべく、地方自治体が発行してきた臨時財政対策債も全国で1兆6,000億円削減したというものになっています。しかも、来年も再来年もこの削減は続けていくとしており、何やら生かさず殺さずを地で行くような、江戸時代にでも逆戻りしたような小泉内閣の施策となっています。

しかも問題なのは、地方への税源移譲は遅々として進んでいないということでもあります。この交付税制度の拡充、財源保障機能の堅持については全国市長会や議長会で何度も決議をし、この寒河江市議会も昨年、政府への意見書を提出しております。このことについては、もはや単に決議をするなどというだけでなく強力な抗議の行動を起こすべきだと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

私は国、地方合わせて総額で719兆円、国民1人当たりの長期債務残高が560万円にも達する、あの欧米諸国にも例のないような債務を抱えた今日の深刻な財政危機を招いた根本原因は、政府のこの間の長期にわたる大型プロジェクト事業への国費の浪費や、大銀行救済のための総額で68兆円もの公的資金投入など、放漫でとんでもない税金のむだ遣いにあると考えます。そのしりぬぐいを地方と国民に転嫁して切り抜けようとする政府の態度について、市長はどう考えるか伺いたいと思います。

次に、こうした政府の施策を受けた本市の予算編成について伺います。

まず、投資的事業の見直しのあり方、基準についてであります。

本市の投資的事業費は、新年度予算は前年比で34.7%の大幅な削減となっています。今回の交付税や財政対策債の削減の中で、最も大きかったのが地方単独事業の投資的経費の削減だったことを考え合わせるとやむを得ない処置と考えますが、その見直しはどのような基準で行われたのか伺いたいと思います。

さらに、来年、再来年と一段と財政状況は厳しさを増してくると見込まれますが、そうした事態を視野に入れた場合、どのような見直しの基準で臨むのかも伺いたいと思います。

そのことに関連して、いわゆる大型プロジェクト事業を見直しして整理、縮小することについて伺います。

私はこの間、多額の市費を投じて取り組まれてきた本市の大型プロジェクト事業の幾つかは、今日の財政危機を踏まえて大胆な整理・縮小へと転換を図るべきだと考えるものであります。市長の見解を伺いたいと思います。

具体的に指摘をします。

最上川河川敷に設置する多目的水面広場は、市民の憩いの場にするとは言うものの、当初15億円だった総事業費を見直しをかけた後でも10億円と巨額な規模の予算になっているのは、カヌーの競技場として水面広場を活用するという目的のためではないかと思えます。この際、全面的に見直すべきだと考えます。

もともとは、あの場所の活用について南部地区の市民の要望は、運動公園や散策のために整備してほしいというもので、カヌーの競技場という意見はどこからも出ていなかったのであります。国土交通省の補助金が半額受けられるとはいえ残りは市民の負担であり、この財政状況が大変なときに取り組み事業としては全くふさわしくないものであります。

このことについては、合併対象である隣接する西川町に既に1992年のべにばな国体の会場となったカヌー競技場が既に存在することからも、寒河江市には不用不必要なものと言わざるを得ません。もし合併が実現した場合、同一自治体に二つの大会開催のできる競技場の競合施設が出現することになります。これをむだ遣いと言わないで何と云うのでしょうか。少なくともカヌーで町おこしを頑張ってきた西川町の関係者にどういう説明をするのでしょうか。少なくとも、水面広場の整備は直ちに中止するべきだと考えます。市長の明確な見解を求めたいと思えます。

また、チェリークア・パークもこれ以上放置するべきではないと私は考えます。同地の広大な用地の活用について、目的や事業内容を転換し有効活用を図るべきだと考えますが、市長の見解を伺いたいと思えます。

次に、膨大な市債の償還計画について伺います。

市債残高は平成14年度末で普通会計で 245億 2,815万円、企業会計の分も含めた市債の合計残高は 408億円の巨額になっています。計画的に償還を行い軽減を図るべきだと考えますが、その見通しについて市長の見解を伺いたいと思えます。

また、政府資金については事実上繰り上げ償還の道が閉ざされています。こうした理不尽な仕組みを変えていく必要があると思えますが、このことについても市長の見解を伺いたいと思えます。

次に、通告番号15番、合併問題について伺います。

西川町では、町民座談会が1月から2月24日まで町内25カ所で開催されました。朝日町でも、町内50カ所での毎日のように1月から2月15日まで開催されました。両町とも真剣に町の将来についてもごも語り合い、参加した町民が約半数の世帯に達したと言います。両町民とも強い関心を持って今回の合併問題を受けとめていることを示していると思えます。その中で出された町民のさまざまな意見が集約されて発表されていますが、それを読む限りでは、この間の1市2町の任意協議会の決定事項が必ずしも町民に支持されていないことが、徐々に明らかになっているようでもあります。

西川町では、今回だけでなく昨年も地区単位に町民懇談会を実施をして、寒河江とは比較にならないほど民意を重視して取り組んできたと言います。それでもなお民意を合併で統一できないということは、いかに合併問題という課題が難しいものであるかを私は実感するものであります。最終的なアンケートの集約結果を見ないと何とも言えません。ですが、座談会に出されている意見を見る限り、少なくとも今回の市町合併が地方から沸き上がったものではなくて、政府主導の放漫な財政運営のつけを過疎自治体切り捨てなどで地方に転嫁しようとするものであることを、住民が本能的に見抜いていることを示しているのではないかと考えます。

そこで伺います。市長は今回の政府主導の合併推進の方針を無条件で支持をして、強力に西村山地域でその推進の先頭に立ってきました。しかし、この地域では、大江町と河北町は当初から不参加を決めました。それに加えて朝日町議会が昨年12月、当面は自立の道を選択すべきだという中間報告を出し、特例法の期限内合併にこだわらない姿勢を打ち出していることなどがなぜ起きているのか。単に合併を望む自治体と合併を推進すると言っているだけでは何ともならない事態になりつつあるのではないかと考えます。こうした現実をどう見るか、市長の端的な見解を、現状認識を伺いたいと思えます。

第2に、西川町の座談会の中で意見として出ているようですが、朝日・西川両町は町民座談会を数多く開催し、最終的には町民アンケートを実施して、住民多数の意思を尊重して決定するとしているのに対して、寒河江市はアンケートをとるわけでもない、座談会を開くわけでもない、まじめに合併問題を市民に問いかけ、市民の意見を聞くようとしているのかという問題が出されているようでもあります。

今からでも遅くありません。市民がこの問題でどういう意見を持っているか、そうした声を集約する座談会の開催やアンケートを寒河江市として実施し、市民多数の声にしっかりと依拠した合併問題への取り組みにすべきだと考えますが、

市長の見解を伺います。

昨年3月、定例市議会が終了し市議会議員選挙を控えた非常に慌ただしい時期に、しかも市民の関心も極めて低かったあの時期に、合計でも数百人程度しか参加しなかった数回の座談会をもって、民意を集約したと今も強弁するとしたら言葉がありません。

そもそも民意とは何か。少なくとも住民多数の意見が民意であります。これが民主主義の原則であります。首長の見解と異なった結論が民意として出たとしたら潔くそれに従う、あるいは多数の願う方向に市政のかじを切るというのが国民主権の近代政治の基本であります。それも行わないで好き勝手な政治をやったとしたら、強権政治や独裁政治と同じになってしまいます。明確な市長の見解を伺いたいと思います。

第3に、任意協議会の決定事項について伺います。任意協議会での合意事項によりますと、上下水道料金や国保税、保育料などをどう統一していくのか。当面は現行料金でいくとしながら、統一した料金体系については大半が合併後、新しい市になってから決めるとして決定を先送りしています。また、単独の土地改良事業やポンプ庫整備への補助など、1市2町で異なる金額の補助金の内容や制度についても新市になってから新しい制度をつくるとしながら、その方向性も示されていません。

また、10年間は建設をしないと市長は答弁していますが、近い将来避けて通ることのできないはずの多額の事業費が必要となる庁舎建設問題など、意図的に避けていると言われても仕方のない課題もあるのではないのでしょうか。サービスは高い方に、負担は低い方という当初市報に掲載をした合併の基本はどうなったのか。少なくとも任意協議会ではそのことに関してどのような協議がなされたのか、その内容を伺いたいと思います。

また、「臭いものにふた」では真摯な協議とは言えないと思いますが、このことについて市長自身の見解を伺いたいと思います。

第4に、巨額な負債の問題ももっとわかりやすく説明する必要があると思います。4日の伊藤忠男議員の質問に答えて市長は1市2町の起債残高について答弁をしています。しかし、その比較は寒河江市と2町の活用している起債の性質の違いを無視した比較なのは、と気になりましたので伺いたいと思います。

西川町の町債、起債の約6割は債務の80%から70%が後年度に普通交付税で措置される辺地債や過疎債だと言います。実質は、普通会計の比較で言いますと、町債約80億円は実質50億円程度の町債残高になると言います。朝日町も、普通会計の72億円のうち約23億円は後年度に交付税措置され、実質的な起債額は49億円だと議会で答弁しているようであります。御存じのように過疎債は、今注目を浴びている合併特例債よりも有利な起債で、人口の少ない農山村地域の振興のために自治体が活用できるものであります。

一方、寒河江市は過疎債の対象にならないために、この間随分と有利な起債の活用を図ってきましたが、後年度に交付税措置される内容は大分ばらつきがあり、起債によってそれぞれ異なるために朝日、西川両町とは事情が異なるようであります。

私も試算をしてみましたけれども、住民1人当たりの起債残高は、寒河江市の分のいわゆる有利な市債の詳細が事務局から示されなかったために、完全な比較はできませんでしたが、先日市長が答弁で述べたような大きな差は他の2町との間にはないようであります。行政施策のレベルを比較する場合は、現実に即して行うべきであります。双方の信頼を損なうような、誤解を与えるような言い方は両町住民との無用なトラブルを引き起こしかねないと私は思います。

合併問題に取り組む姿勢について、市長はもう少し謙虚な態度で臨むべきではないかと考えますが、このことを伺って第1問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 では、お答えします。

まず、三位一体の改革からございまして、特にこの財源保障機能というようなことの御質問がございましたが、地方交付税制度につきましてはこれまでも各方面から改革の必要性が指摘されたところでございまして、その批判はどちらかというと経済界よりあたりからのものであったんじゃないかなと特に思うわけでございますけれども、国の財政再建というようなものを主眼とするものだろうと思っております。これらの意見の中で主なものは、一つには、国の財政の中で地方交付税が硬直的に膨張しており、財政再建の阻害要因になっているんじゃないかということでございます。

二つには、交付税制度が地方財政の財源不足を補てんしており、地方公共団体の財政運営上のモラルハザードをもたらしてはいないかというものでございます。

また、三つ目には、地方交付税の算定は複雑で裁量の範囲が広く不透明であるというもののようでございます。そして財源保障機能というものを廃止しまして人口などの単純な、かつ客観的な指標で配分し、あとは地方公共団体の自助努力で運営する制度に改めるべきであると。あるいはまた、交付税というものを財源調整制度に特化しまして額を削減するとともに、算定の簡素化、透明化を図るべきであるというように主張しておるようでございます。

このことは、現在の地方交付税の総額が非常に過大になり、この国の財政状況に合わせて縮小すべきであるという考えが根底にあるのじゃなからうかなと思います。確かに現在の地方交付税の総額は、地方の歳入において大きなウエートを占めるものになってきておりますが、これはバブル崩壊後の現象であり、景気の後退によって地方税が減少したことや国の景気対策への対応、そして減税などにより歳入と歳出の格差が大きくなったことに伴うものであろうかと思っております。この点に関しましては、今後いつときも早く景気回復が図られること、また国、地方を通じた行財政の簡素化、効率化によって収支のギャップというものを縮小し解消していくことが必要ではないかと思っております。

そういう中で、この財源保障機能でございますけれども、我が国の地方団体は、自治体とはいえ義務教育や介護保険制度などのように、国の法令によって義務づけられた事務事業がその大半を占める状況にあるわけでございます。財政力の乏しい団体におきましても国の法令で定められた行政水準を維持することが義務づけられているわけでございまして、そのために必要な財源は国の責任で保障されなければならない、地方交付税の機能は堅持されなければならないと思っております。

特に、国民の全国を通じての同水準のサービスに対する要求が強い我が国におきましては、行政水準を全国的に維持していくために、国による財源保障は避けることのできないものであり、我が国の内政の安定はこの制度に負うところが大きいと思っております。

それから、廃止なり、あるいは縮減していくということについてでございますけれども、三位一体の改革においては国庫補助負担金の削減とこれにかわる税源移譲、そしてまた地方交付税の財源保障機能全般の見直しによるところの総額の抑制が掲げられておるわけでございまして、平成18年度までのこの改革と展望の期間において推進するものとしておるわけでございまして、国庫補助負担金の削減はこれまでの国主導の行政を改め、地方公共団体が地域の実情に応じて主体的にこの事務事業を実施できるようにしまして団体の自由度を拡大していくこと、つまり地方分権につなげるものであり、今後とも進めなければならないなと思っております。

ただ、それに伴うところの税源移譲につきましてはそれと一体的に、十分な額においてなされなければならないと思っております。また、この交付税の財源保障機能の縮小については、地方の歳出において過大な部分や効率化のできる部分がある場合や、国からの義務づけが減り、そのための経費が削減できる場合はある程度これは仕方がないものではございまいしょうが、今申しあげましたように、基本的には地方財政運営に支障が生ずることのないよう、その所要額は確保されなければならないと思っております。

また、地方の税源移譲がおくれていることでございますけれども、この税源移譲につきましては、国では地方団体の事

務として同化、定着、定型化しているものに係る補助金とか、すなわち法施行事務費や職員設置費、公共施設の運営費など、地方団体の経常的な事務事業に係る国庫補助負担金については、原則として一般財源化を図ることとしておるわけでございます。

税源移譲に当たっては、個別事業の見直しによる精査を行い、補助金の性格を勘案しつつ8割程度を目標として移譲することといたしまして、事務的な事業については徹底的な効率化を図った上で所要の全額を移譲するというようなことを考えておるようでございます。

このように、税源移譲は削減された国庫補助負担金が対象となるものであり、その額は8割程度、あるいは効率化を図った上での全額となっているものであります。こういったことで、平成16年度においては1兆円の国庫補助負担金の削減に対して6,500億円が移譲なったわけでございます。

このことから、税源移譲はおくれているということではなく、問題は、税源移譲が8割、または効率化しての全額というルールで相対的に削減されているところにあると思っております。

それに対して、政府の責任もあるわけございまして、バブル崩壊から始まった国の財源不足額は年々ふえ続けて、国債借り入れの増大から借入残高は平成15年度末で528兆円と巨額になっております。このようになったのは、そもそもは不況により税収が減ったのが最初であります。それにあわせて歳出も減らせば問題はありませんでした、公務員の数や事務費の削減については実施されたにもかかわらず、高齢化の進展によって社会保障経費がふえ続けたため、歳出の総額を削減することはできなかったものでございました。

政府は、税収の増を図るために幾度となく巨額の景気刺激策をとりまして、また、平成10年には平年度で6兆円にも上る恒久的減税を実施いたしました。しかし、残念ながら景気は思ったほどよくなり、この減税によってさらに税収が落ち込んでしまったわけでございます。不況によるところの税収減、景気浮揚のための公共事業と地方単独事業の追加、そして減税、この三つが現在における国の財政難の原因であるわけです。

このように、政府の打つ手がよい方向に作用しなかったことが、今日の状況を招いてしまったと思っております。

そういう三位一体の改革に伴いまして、市の具体的対応というような御質問があったわけでございます。

平成16年度の予算におきましては、投資的経費は昨年に比べて34.7%、約5億4,000万円の減となっております。投資的業務の中で昨年に比べ事業費が大きく減ったものとしましては、最終年度を迎えた醍醐小学校、約4億円の減でございます。それから、用地買収等が終わり道路築造のみを残すことになった古河江横道線の街路整備事業でございます。これは約8,000万円の減でございます。それに続いて事業が終了した中町バイパス線の整備事業や施設園芸担い手農業者育成支援事業などが挙げられます。

かわりにふえたものとしましては、たかまつ保育所の増改築事業があります。7,400万円ほど計上しております。それから駅前駐車場の整備事業でございます。3,600万円計上しております。浦小路高屋線の道路改良事業でございますが、2,000万円の増でございまして、それから園芸農業拡大推進事業が5,700万円の増でございます。こういったものが挙げられるわけでございます。また、まちづくり総合支援事業の山西鶴田線整備事業につきましては、前年と同額の5,000万円を計上しております。

このように、事業によっては減ったもの、ふえたもの、また同額となったものなどいろいろでございます。事業を一つ一つ見ながら額を決定した結果でございまして、強いて見直しの基準というようなことを言うならば、事業の持つところの町の活性化に対する貢献度や市民からの要求の強さ、そして緊急度、こういったものを考慮したものでございます。

例えば、たかまつ保育所のように緊急度の高いもの、駅前駐車場のように駅前中心市街地整備事業と一体的に進めなければならないもの、浦小路高屋線のように交通の利便性の向上を図らなければならないもの、また、園芸農業拡大推進事業のように農家の意欲的な取り組みにこたえようとするもの、こういったものについては増額しておりますし、今申しあげましたように醍醐小学校や古河江横道線のように事業が終盤に差しかかり事業量が減っているものにつきましては減額しております。

そのほか、最上川寒河江緑地については町の活性化につながるものであり、臨時市道整備事業や側溝整備、道路舗装などについては地域からの要望の多い事業でございますので、財政状況を見ながら整備していくということにしておるわけでございます。

平成16年度についてはこういう編成をしたわけでございますけれども、それ以後につきましては大変なことになろうかなと思っておるわけでございます。そういう意味での、今後におけるところの見直しの基準というようなものも考えなくちゃならないと思っております。

現段階において、三位一体の改革については全体像が見えておりませんので、来年、再来年のことについては何とも言いえないものでありますけれども、ことしよりよくなるとは思われません。財政的には、より一層厳しくなることが予想されます。このことから、今後の取り組みとしましては、既に着手しているもの、つまり継続事業を中心に実施していく考えでございます。今着手している事業は、高い必要性から実施しているものであり、その完成を待つ市民の期待にこたえるためにも引き続き推進していかなければならないと思っております。

なお、新規事業につきましては、必要最小限にとどめるなど、できる限り抑制していかなければならないと思っております。しかし、そうした中におきましても、まちの活性化を図る観点から、また市民のニーズにこたえる上からも事業の優先度というものを決め、また緊急度も考慮に入れながら対応してまいりたいと思っております。

投資的事業につきましては、昨年は約25%、そしてことしも約35%と大幅な減額としましたが、今後は投資的経費ばかりでなくその他の経費につきましても、あわせて見直しを図っていく必要があると思っており、庁内に検討会等を設置してまいりたいと考えておるわけでございます。

そういうことで、プロジェクト事業についての整理・縮小ということについての御質問があったわけでございますが、今申しあげたように、これまでの実施計画策定に当たっては景気低迷から税の大きな伸びが期待されておりましたが、交付税につきましては、国においてその積算となる国税が伸びなかったにもかかわらず、地方の基準財政需要額確保のため交付税特別会計が借り入れすることによりまして、その総額を確保されてきたわけでございます。

国は、ここ3年前から交付税特別会計の借り入れにかえて臨時財政対策債と、御案内の臨時財政対策債を地方に発行させて歳入の確保を図ってきたところでございます。このことから、昨年までの実施計画においては、それ相当の財源を確保することができたため必要な主要事業についても実施計画に計画できたものであったわけでございます。

先ほどから話になっておりますように、国においては国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含むところの国と地方の税源配分のあり方を一体的に見直すという、この三位一体の改革が一昨年から打ち出されておりましたが、まずは何回も申しあげましたように16年度が実質的な改革の初年度となったところなわけでございます。

本年度は、この地方交付税や臨時財政対策債の大幅な削減によりまして歳入面では大きな減収となり、かつて経験したことのないような厳しい財政状況の中で予算を編成したところでございます。この三位一体の改革は、現在では、何回も申しあげましたように平成18年度までの3カ年として続くものでございまして、今後とも財源不足は続き相当厳しい財政状況が続くものと考えられます。

それで、実施計画は例年11月ごろに策定しておりまして、本年度策定する平成17年度から19年度までの計画は、合併とのかかわりで策定する必要がなくなる場合もあります。今申しあげましたような財政状況を踏まえすと、これまで計画された事業というものは見直しをかけなければならないものも出てくるものと思っております。限られた財源の中で、絞ったところの事業を選択しなければならないものと考えております。

中でも、市街地周辺の交通緩和を図るため工事中の浦小路高屋線整備事業や、地域の活性化に大きくつながる最上川寒河江緑地整備事業につきましては、継続して実施していかなければならないと思っておりますし、本年2月に設立総会を行い事業に着手した木の下土地区画整理事業につきましても、今後とも支援していかなければならないものと考えております。また、チェリークア・パーク事業につきましては、積極的に事業者の誘致を図り、民活により地域経済の活性化や産業の振興を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

それから、市債残高がかなりな額になっているのじゃないかと、そのことについてでございます。

市債は、基本的には世代間の負担の均衡を図るために許可されているものでございまして、種類としましては、投資的
事業に係るもののほかに、減税補てん債や臨時財政対策債など国の施策によって借り入れるものがあり、投資事業をやめ
れば残高がなくなるというものではありません。

その中で、市債を伴う投資的事業につきましては、事業の選択の際残高をふやさないことを念頭に置いており、市民の
要求や緊急度、そして町の活性化につながるかどうかなど、そうした観点から選択してきたところでございます。

また、後年度の負担の軽減を図るため有利な起債の活用に努めてきたところでございまして、繰り上げ償還につきまし
てもこれまで積極的に実施してきており、平成4年度からの償還総額は35億円近くに上ります。その結果、利率4%を超
える縁故債についてはすべて償還し終えたところでございます。今後においても引き続き事業を継続することとし、その
ことによって借入額を元金償還額以内に抑制し、残高の増嵩を避けていきたいと考えております。

それから、合併問題についての御質問にお答え申し上げたいと思っております。

議員は、市長は国の合併推進を無条件で支持し、西郡で推進の先頭に立ってきたと言われましたが、そういうものでは
ないとまず申し上げたいと思います。

それから、全国的に市町村合併が議論されている中、平成13年11月に当西村山広域行政事務組合でも合併調査研究委員
会を設置し調査研究を行ったところでございます。その結論が14年11月に出され、日常生活圏の範囲内の1市4町がこれ
からの圏域の将来を見据えた合併について、よく考え決断していかなければならない時期を迎えているとされたところで
ございます。以来、広域理事会で合併について回を重ねて検討、議論を行ってきたところでございます。

15年2月28日に開催されました理事会におきまして、西川町長、朝日町長から平成17年3月を目標に合併を目指す考え
が述べられました。

市長としましては、私としましては1市4町での合併が自然な姿であると思っておりましたが、首長間の温度差にも大
きな開きがあり、当初から1市4町にこだわることなく合併しようとする自治体と一体となり、合併推進に向けた取り組
みを進めていく考えを示したわけでございます。これらのことについては、何回も私は申し上げてきたところでございま
す。したがって、議員は、市長が国の合併推進を無条件で支持し推進の先頭に立ってきたと言っておりますけれども、そ
のようなことではないということをはっきり申し上げておきます。

また、大江町、河北町の離脱はなぜ起こったのかということですが、このことにつきましても何回もこれまで
お話ししたり答弁したりしておりますけれども、それはそれぞれの首長の考えによるところで私としてはわからないこと
ではあります。理事会におけるそれぞれの町長の発言としましては、これ何回も申し上げましたように、河北町長にあ
っては自立を目指すということでございますし、大江町長にありましては合併に対する自分の理念のこともあり、また自
立の精神でいき合併は時期尚早であるということであったわけでございます。

今の現実をどう見ているかということですが、西川、朝日町とも法定協議会移行の判断のため地域座談
会を行い、またアンケート調査を実施しているさなかでございます。これを見守る以外にはないものと思っております。

ただし私としましては、市町村合併の背景を踏まえるとともに1市2町の置かれている立場、少子・高齢、財政状況等
を踏まえると、さらに2町とも日常生活圏は本市を含めた圏域であり、合併を通して効率的な行財政基盤をつくり新しい
市の構想を住民に示し、住民サービスに対応すべきであると考えておるところでございます。

それから、座談会等のことにも話がございました。これにつきましても、これまで何度も質問がなされ何遍もお答えし
てきたように、日常生活圏の中での地域発展、本市の西村山地域におけるところの役割などからしまして合併は避けて通
れないものであることにつきましては、既に市民の皆様から御理解をいただいております。また、寒河
江市民と西川町、朝日町民とでは、合併に関して住民の置かれている状況も異なっているのも事実だと思っております。

合併ということで、市のありさまが大きく変わることからして、1市2町の方向性が出た15年3月に各地区で合併の座
談会を行っておりますし、合併に対する市長の考えを市報に掲載いたしました。さらには、任意合併協議会の協議結果
については、合併協議会だよりとして逐一各家庭に情報提供を行ってきたところでございます。

市民の意思を代表し、決定する機関である議会の多くの皆様の御意見や、市民の皆様との各種会合や日常対話の中での

御意見を踏まえれば、合併についての私の考えは、市民の皆様に御理解をいただいているものと思っておりますので、アンケート調査についてはこれまでも申しあげてきたとおり、本市は西村山郡の中核都市としての役割、いわゆる本市は西村山地方全体の発展を担う使命と責任があることから、そしてまた申しあげたようなことからしまして、西川町、朝日町が住民アンケートなるものを実施したからといって本市でもアンケート調査なるもの、そして、この時点でさらに地域座談会なるものを実施するという考えは持っていないところでございます。

それから、任意協議会の合意形成につきまして先送りしているのではないかというような御質問がございました。

御案内のように、任意合併協議会というものは協議するに当たり、まず協議方針というものを定めたところでございます。

協議の原則は、住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保の原則、住民福祉向上の原則、負担公平の原則、健全な財政運営の原則、行政改革推進の原則、適正規模準拠の原則の6原則というものを定めております。そして調整の具体的分類は、現行のとおりというのと、それから合併時または後に統合するものとか、合併時または後に新制度を策定するとか、あるいは廃止するとかの七つの分類を定めまして、1市2町で取り扱っているすべての事務事業を26項目に、これを細部の枝項目を含めると53の項目に分けて事務事業の調整協議に入ったわけでございます。

任意協議会において、議員は真摯な協議がなされていないようなことを申しあげましたけれども、どこを見てそのように言われるのか私には理解できないところでございますけれども、まさに全員が真摯な協議を行ったところでございます。任意協議会の合意形成というものは大半が新市の判断に任せ、その決め方の方針を示さないのは真摯な協議とは言えないのではないかとということもあったわけでございますけれども、合併協定素案をごらんいただければおわかりになると思いますが、大半を先送りしているわけではございません。

確かに、任意協議会の7人の委員全員の一致で新市の判断にゆだねるべきものとした事務事業もございしますが、これは任意合併協議会がすべてを決定するという場ではなく、法定協議会あるいは新市において時間をかけて十分検討すべきものもあるわけでございまして、慎重に議論する必要があり、そのような判断をしたところでございます。

それから「サービスは高い方に負担は低い方に」ということでございますけれども、効率的な行財政運営を行い、行財政基盤の強化を目指すことが合併の大きな目的でありますので、事務事業については合併協議会において十分協議され調整されるものでございます。その結果、見直しされる事業もあれば、高い方へ調整された事業もあります。

特に福祉関係事業についてであります。合併協定素案をごらんいただければおわかりいただけると思いますが、主に2町にとって現行のサービス以上のサービス水準になるよう、寒河江市の例によると決定された事項が数多くあるわけでございます。ごらんになっていればおわかりかと思えます。

それから「サービスは高い方に負担は低い方に」というようなことでございますけれども、これは国、県において総務省のインターネットでの合併相談コーナーや、あるいは平成12年の11月に作成された県市町村合併推進要綱の中で、「サービス水準は高い方に、負担は低い方に調整されるのが一般的」と言っておるわけでございます。これを受けまして平成14年8月5日号の市報のシリーズ2におきましても、県市町村合併推進要綱から合併のメリット、デメリットを紹介するという形でこのような内容を掲載しておるところでございます。

それから、巨額な負債というものをわかりやすくというような御質問でございますが、1市2町の起債の残額でございますが、巨額になっておるんじゃないかと。

地方債というものは、地方財政法第5条によって適債性が認められている地方債、それから通常建設地方債と、特別法によって認められている例外的な地方債、特例地方債と言われる地方債があるわけでございます。いずれの地方債の発行も、予算で定め議会の議決を経なければならぬものとされております。1市2町でこれまで公共施設、公用施設の建設事業費に充当するために議会の議決を経て起こしてきた地方債の残額が、二つの町が予算規模に対して巨額になったと知っているかどうかわかりませんが、寒河江市といたしましては巨額というほどの残額ではないと思っております。

この残高をもっともっとわかりやすくすべきだという御質問でございますが、合併協議会における財政計画の説明資料といたしましては、合併による財政効果とそれから財政調整基金、それから減債基金の残額と地方債の年度末現在額のお

のおのの10カ年分を提出して説明をいたしたところでございます。今回の定例会の一般質問の初日にもありましたように、地方債につきましてはただ残額のみでなく、1市2町の住民1人当たりの将来負担額を示すべきでないかという質問があったわけでございます。そういうことからしまして、今後法定協議会に移行される段階でそのように検討したい旨申しあげたところであり、そのようにしたいと考えております。

それから、起債の今後の償還に当たっての元利償還金の交付税措置についてもというような話もあったようでございますが、これまで発行されて今現在償還中の起債の数が多くありまして、確かにその中に償還の一部を交付税で措置される起債もあります。そのため、交付税に積算なる分は財政計画の交付税に含めておりますので、起債の償還財源の中身までの説明という必要は考えられないのじゃなかろうかなと思っておりますのでございます。

かなりの質問にわたりましたので、以上のような答弁といたします。以上です。

佐竹敬一議長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 時間が余りなくなりましたので、幾つかに絞って質問をしたいと思います。

三位一体の問題については、前半の市長の答弁を聞いておりますと、非常に今の政府のやり方にはいろいろ疑問があるし問題もあるというような指摘があり、ぜひそれを受けて積極的な行動も起こしていただきたいというふうに思いますけれども、先日の山形新聞の記事では、この今の三位一体のいわゆる交付税の財源保障の崩壊に近い今のこの政府のやり方に、全国の自治体の約7割近い首長が反対を表明しているという記事がありました。きょうの新聞、私、赤旗しか見てこなかったんですけども、5月15日には全国地方6団体が共同して8,000人規模の集会を開くというふうな記事が載っています。そこもやっぱり交付税の財源保障機能の堅持ということ、政府に要請していくための集会だという記事でありました。

こうした問題に、私は鈍感であってはならないし、積極的な行動を他の自治体と力を合わせて起こすべきだというのが、私は大変大事なことだと思います。これ放っておくと、いいようにやられますよね。それで、最終的には三位一体と言いつつながら総体的には国の地方への財源の配分を、総的に交付税も含めて大幅に減らしていく、そういうねらいもあるということをやっぴり見抜く必要があるし、そうならない前に必要な手を打っていくと。

人口が多ければ多いほど、確かに行政のサービスといいますが、その経費は少なくて済みます。しかし、現実に全国に一つの共同体が散在している以上、そこをきちっと守りながらやっていく。特に、この寒河江市などはいわばその下の方の人口規模の自治体になりますので、このあおりを、たとえ西川・朝日と合併したとしても10万人にもならないわけですので、国が持っている最低10万規模などという自治体規模から見れば、まだまだ低い自治体の部類に入りまして、そのあおりを直接受ける自治体の一つであります。ですから、そういう身の丈をしっかりと自覚しながら、当局あるいは政府に強く要求をしていくという姿勢は堅持してもらいたいものだというふうに思います。

それから、合併問題について非常に気にさわったことを、私が言ったようなことを言われましたけれども、西川町長は決して合併してくれということはないということ、私以前こんなことを言ったような記憶ありますけれども、そういうことを釈明しているんですね、議会の場で。朝日町はわかりません。朝日町長はどう言ったかわかりませんが、少なくとも西川町長は、そんなことは言っていないんだと、それは違います、ということを行っているようではありません。

ですから、これはもう言った、言わないのことですので何ともなりませんけれども、その後の西川町と朝日町のこの合併問題に対する、対住民の姿勢を見ますと極めて慎重なことは間違いありません。寒河江市とは大きく違います。そこは住民の合併に対するスタンスの違い、あるいは受けとめの違いということ、これを市長は言いましたけれども、そんな問題ではないと思います。寒河江のような小都市が寒河江よりも小さい都市と合併する場合の寒河江市のスタンスなどというのは、いわばコップの中の争い程度のことにはしかならないわけでありまして、同じような立場で同じような取り組みをする必要があると私は思っています。

佐藤陽子議員が、質問の中で病院の問題を取り上げましたけれども、合併問題で病院がどうなるかという問題で、西川町が町民全戸に配ったこの合併問題に関する町民座談会、我が町の将来を考えるというふうな座談会のための資料がありますけれども、それには実はこういうふうに書いてあります、病院問題については、

合併した場合、市立病院を三つ持つこととなりますが、現在市、町の会計からの繰入金約5億9,000万円に上るなど財政的な負担が大きくなっています。将来的には全体的に病院経営の合理化が図られ、現在の寒河江市立病院の充実、現在の西川町、朝日町の町立病院が縮小もしくは特化されることが予測されますということ、合併した場合への西川町としての見解ということがこの中で述べています。いろいろなところでそういう西川町のそれぞれに対する見解が示されて、座談会の資料としてこれ出されているわけです。私が出しているわけではありません。西川町が出している。

このように、実は任意協議会でいろいろ議論したと市長は言っているし、これだけ膨大な資料もつくられています。大変な努力があったと思います。でも、実際にはその受けとめ方は、その後についても温度差があるということがこれを読

んでもわかるんです。そういう意味では、それぞれいろいろな悩みを抱え、そして課題にぶつかりながら、それでも合併問題をまじめに検討しようということでそれぞれの両町では、1日3カ所なんていうところもあったらしいんですけども、そういう精力的な取り組みをして合意形成を図ろうとしたんです。

それは、最終的には間もなくわかると思いますけれども、アンケートの結果で、そういう不安、懸念をそれぞれの町民は持っているわけですね。結局寒河江だけが得するのではないかと、私はそう思いませんが、そういうふうな懸念も現にあるわけですね。これを取り払う、払拭するような努力、これは寒河江市がすべきなんです。それを、ただ合併やりたい自治体とだけ手を組んでやるんだというふうな、いわば上から眺めているような態度では恐らくうまくいかなる可能性の方が強いですね。

病院の問題一つとっても、西川町には病院一つに診療所が四つある。これらは恐らく、あっという間に四つの診療所なんていうのはなくされるんじゃないかというふうに思っているんじゃないかと思います。こういうのに対して一つの物差しをあてがってどうするのかということ、合併の前に示さないと賛成か反対か手を挙げようがないんじゃないですか。（「そのとおり」の声あり）そういう意味での物差しを示すべきでないかということ、私は言ったわけでありませぬ。

別に、市長が合併に極めて強力で推進しているなんてことにこだわる気もありません。でも、この間のあれを見ますと一瀉千里に合併に走っているという感じがしまして、もう少し踏みとどまりながら進む、踏みとどまりながら進むというふうな取り組みをすべきでなかったのではないかというふうに思います。

それから、起債残高の問題では、やっぱりこれしっかりと見ておく必要があるのは、これ朝日町の議会でも話題になったんですけども、過疎債でおれたちは非常に有利な起債で借金をしているのであって、寒河江市が1人当たりの負担額でそんなことを言われても、私たちは納得できないというような声が上がったそうであります。そういう結局一言一言が、いわば互いの信頼関係を損なっているというふうな状態です。

さっきのカヌーの問題もそうであります。やっぱり、あの西川町の当時の西部中学校の子供たちはいわばカヌーで学校の活性化を図ってきた。今は東部中学校に統合されましたけれども、西川町の学校挙げて今取り組んできているし、そういう実績も上げてきているわけですけども、あの小さい町で、それにいわば、例えば寒河江と西川が合併した場合は一つの自治体に二つの大会ができる会場ができる。そうすれば、人口や学校の多い方に大会が持っていられるのはもう火を見るよりも明らかであります。そういうことに対する説明が、寒河江市としてなされていないのではないかというふうに思います。これでは、前も言ったかもしれませんが、右手で握手をして左手で引っぱたくような、そういうふうな合併でないかというふうな言われても、西川町民全員が思っているわけじゃないかもしれませんが、カヌーの関係者はそう思っているわけでありませぬ。

それから、財調の問題もさっき市長が言いましたけれども、寒河江の財調は一番少ないですよ、朝日より、西川よりも。今回もかなり大きく取り崩しましたし、起債だけでなく財調との比較で言えばよりさらにその問題ははっきりしてくるわけで、そういうもう少し公平に事態を見て、私たちはこうだと。皆さんもこうだからこういう点では一緒に直していったらというふうな改革、まちづくりやしましょうというのであればわかるんですけども、何かスケールメリット生かしてやしましょうというような話だけでは、スケールメリットの一番恩恵を受けないのは中心から外れた地域であります。そういう意味では、寒河江のために合併するんでないかというふうな言われても仕方のないような状況も一方ではあるのではないかというふうに思っています。

しかも、この三位一体と合併の問題はすごく密接に絡んでおりまして、総体として国の予算を地方から引き揚げていくというふうな一連の流れの中で合併の問題も出てきているわけでありまして、最終的には300の自治体にしていけば交付税もその分少なくなるということでありまして、それは段階補正やそれから事業費補正など、やればやるほど地方には大変厳しい事態になるというふうなことをしっかり踏まえておく必要があるんじゃないかと。西川町と寒河江の問題ではないんです、これはもう、地方と中央の問題になっているわけでありまして、そこをしっかりと見据えた対応を寒河江市はしていく必要があるのではないかと思います。

そして、クア・パークの問題についても通り一遍の答弁でした。経済の活性化のためにやるんだと、引き続きやるんだ

と。要するに何か誘致を図ることだと思っただけなんですけれども、もう何年もその話は市長から聞いています。引き合いもあるという話は何回も聞かされました。それでも具体的な話はさっぱり進んでいないのではないかと。こういう状態ならば、やっぱり市民の批判も非常に高まるんじゃないかというふうに思っています。年に1回、寒河江独自のフェアを開催する駐車場にしかならない。これでは余りにもひどい実態じゃないかというふうに思います。そういう意味では、思い切った活用の転換も図っていく必要がある、そういう時期に来たのではないかと。

ますます地方の経済も国の財政も厳しくなると市長も言っていました。ですから、そういう意味でもこういうお荷物になるような施設は何らかの形で解消していくような努力、取り組みが必要だというふうに、そういう観点から今提起したわけですが、余りにもそういう批判を軽く考えていますと、後で相当な批判が市民から来るといことも頭に入れておかなければいけないというふうに思います。

ざっとそんな2問ですけど、答弁がありましたらお答えいただきたい。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 最後におどしをかけたような発言がありましたけれども、私は私の信念で市政に立ち向かっておるわけでごさいます、これがよかろうと、これが市民のために市民の幸せのということでやっておるところでごさいますので、それは御理解 いただきなくちゃならないと思っております。

それから、西川が合併をしてくれと言っていないとか、あるいは違ったというような話をしょっぱなしましたけれども、私は西村山の広域行政事務組合という理事会の会議の際に、ちゃんとみんなの前ではっきり申しあげていることを私は言っているのであって、会議の席上で申しあげたことを私は申しあげているのであって、私が何もつくり出したことではございません。これは議員はどちらの話聞くのが、というようなことを言いたくなるわけでごさいます。

それから、病院の問題にしましてもかなり議論になっているという意見ですけれども、これ何回もこの前も佐藤議員にも申しあげましたけれども、このように協議しておるわけでごさいますよ。協議しておるわけでごさいます。何も心配かけないよと、安心して医療を受けられるようにしますよと言っているわけでごさいます、それはまず首長と議長と、それから村山の総合支庁とみんなで決めてそしてよかろうと、この考えを決めるまでには病院長とも話しておりますし、事務段階でも話しておるわけですよ。それをこういうふうに決めておる中でまだ不安があるのかなんとかって、もっとこれを説明していただければ、これを読んでいただければ私はいいんじゃないかなと思っております。それが市長の責任だみたいなことを言われるのは、全く変な話にするもんですなと思っております。本当に、よく読んでください。読んで、そしてこれまで市長はそういう答弁の仕方をずっと変わらずしておるということを、本当におわかりになっていただけないと悲しくなります。

それから、市がもっともって西川町なり朝日町に話し合いをすべきだというようなことを言っておりますけれども、それこそ議員の考え方がおかしいのではないかなと。やっぱり住民は、町民はそれなりの自治持っているわけでごさいますから、ほかの市町なりほかの市というのはどうのこうのと言われる筋合いのものではないと思っております。

それから、過疎債等々につきましても、これは朝日町、西川町なり過疎債、辺地債をこれまで使ってきたらうと思っておりますし、これは建設する際に使われるわけでごさいますし、ただ運営には過疎債、当然辺地債というのはこれは運営にはプラスになるというものではないわけでごさいます、非常に、ただ将来こういう時代の流れの中でこの起債というものがどのように持っていけるかというようなことは、私は余り楽観はできないものだらうなと思っております。

それから、カヌーでごさいますけれども、西川のもを寒河江の多目的水面広場でどうのこうのということではございません。やっぱりいつでも使えるような、そして、最上川の水面の高さとかにかかわらず利用できるようなもの、そしてまた、何も寒河江だけで使うわけじゃございませんでして、河北町も西川町も山形県全体のものとして活用できるというものをここに考えるということでごさいますし、市民の方々にも使うものと、こういうものでごさいますから、何も西川から奪おうというような気持ちは毛頭ございませんし、一体となってカヌーの水準を上げていく、それが県民のスポーツの振興というようなものにプラスになっていこうということでごさいます。

また、寒河江を考えるならば最上川ふるさと総合公園と一体となって、あるいは最上川の、今河川というものに対して目を向けられている時代でごさいますから、そういう河川に対しての注目を浴びている事業として、これは大きなものがあると思っておるわけでごさいます、ですから西川のカヌーと比較するだけの考え方は、もっと広く見ていただきたいものだなと思っております。

それから、財調の話もごさいますが、いろいろこれまで寒河江市は寒河江市なりの財政運営ということをしてきておるわけでごさいます、そういう中で、財調の少ない寒河江と合併すると西川・朝日は損するんだというような短絡的な考え方で、財調だけを取り上げて問題にされるというのは、私は議員としてのお話としてはちょっとどうでしょうかと思っております。

それから、段階補正と事業費補正の話が出ましたけれども、段階補正につきましては、14年度から3カ年かけて縮小の見直しをなされておるわけでごさいます、削減額は単年度の全国総額で約700億円となっておりますのでごさいます、

国の試算では、一番影響の大きいのが4,000人前後の町村で1,800万円の減、それから3万人前後の町村では1,000万円の減となっております。このことから本市においては1,000万円に満たないところの額ということじゃなかろうかなと思っております。やっぱり規模が小さければ小さいほど段階補正というものが、大きく影響するということに受けとめられるわけでございます。

それから、事業費補正でございますけれども、これも平成14年度以降の起債につきまして交付税算入率というものを引き下げておるわけございまして、算入対象事業の廃止、縮減、縮小などが行われてきておるわけございまして、ですから、こういう時代に向けて自治体間の競争というのがなかなか激しくなるわけでございますので、知恵を絞り工夫を凝らしながら、まちづくりに取り組んでいかなくちゃならないというようなことをつくづく考えておるところでございます。以上です。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

休 憩 午前11時02分

再 開 午前11時15分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内藤 明議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号16番、17番、18番について、18番内藤 明議員。

〔18番 内藤 明議員 登壇〕

内藤 明議員 私は、通告している課題について順次市長に質問をいたします。質問に先立って、誠意ある答弁をお願いしておきたいと思います。

最初に、財政問題についてお尋ねをいたします。

さて、市町村合併は避けて通れない、今こういう言い方が至るところで聞かれます。本当に避けて通れないのでしょうか。これは経済成長も期待できない中でやがて来るであろう人口減少の時代に、700兆円を超すとされる財政赤字を子や孫に残すわけにはいかないという、いわば未来に対する責任の意識からだと思います。しかし、合併をすれば借金を返せる保証や展望はどこにもありません。

そもそも、日本がこうした経済状態になった原因はアメリカへの経済追従からで、銀行の自己資本率や会計基準をアメリカンスタンダードに合わせられ低金利、デフレ政策を強いられてきたこと、そして近年はみずから進んでアメリカ化を進めてきた構造改革政策にあることを多くの識者は指摘しております。また彼らは、アメリカから自由になり構造改革政策を転換してデフレを克服しないことには、不況も財政危機も転換できないと言っております。

現在の市町村合併は、極限までやせ細っている農山村や集落を最終的に解体させ、日本の国土、自然、文化を崩壊させることにつながる心配があります。これでは未来の子供たちに対する責任の放棄ではないでしょうか。市場に合わせて自治体の壁を広げ、資本が自由に移動できる経済空間に変え、農村から財政を引き上げ都市に投資して、もう一度日本の繁栄を図ろうという都市再生戦略として描いているとすれば、日本の社会は崩壊の一途をたどることになるでありません。

自治体の規模が小さく、一見非効率的に見えても、日本より経済成長率が高く財政赤字が小さい国は幾らでもあります。むしろ構造改革神話から脱却し、最大の財産、価値は人間であることを考え、その人間性を豊かにする福祉や教育への投資戦略をベースにしながら、未来に対する責任を果たすためのシナリオを描くことを重視すべきであると私は思います。貨幣価値だけでははかれない、人間の豊かさを取り戻していく日本社会の可能性をデザインする方がはるかにすぐれていると思います。

ところで、過日の新聞報道によると、政府の構造改革で自分の町が悪い方向に向かっていると考えている自治体の首長が、町村長を中心に6割に上るというマスコミが行ったアンケート調査で明らかになりました。地方分権を掲げる小泉内閣ではありますが、地方交付税の削減などで財政悪化が著しい小規模町村では、市町村合併や都市再生といった手法を地方の切り捨てと受けとめており、政権の評価を二分していると報じております。

補助金を減らし、税源を国から地方に移す国、地方財政の三位一体改革の基本方針も68%が否定的評価としております。地方交付税には地方団体の独立性を強化するために各自治体間の財政均衡を図ることにあり、税財源の移譲が進まない中では当然の結果と言えます。こうしたことについて、佐藤市長はどのような見解をお持ちになっているのか、繰り返すようで恐縮ですがお伺いをいたしたいと思っております。

次に、本市の財政危機とその要因について見解をお尋ねいたします。

三位一体の改革の中で先ほどもありましたが、地方交付税は年々減り続けております。政府は、地方交付税と国庫補助負担金を各自治体に割り当てて大幅に削減をしております。一方の税源移譲は半分にも満たない額で、それだけに地方財政にしわ寄せが来るのは当然のことです。地方交付税には財源の保障と調整機能があります。税収と歳出予算に乖離がある地方自治体には多くし、税収が多いところには少なく、交付税の持つ財源調整・保障機能は地方にはなくてはならないことでもあります。

地方交付税制度は、その法第1条からすれば、地方自治の本旨を保障することにあることは言うまでもありません。景気の低迷や景気対策の減税によって、地方交付税も大きく落ち込むことになりました。本来ならば、国のそれぞれの税率

を引き上げて自治体の財源を保障すべきなのに、主として交付税特別会計からの借り入れによって対処してきました。その借入金の半分は、自治体が返済義務を負う借金であります。このように、交付税の減収をその一部を地方の負担となる借金で補てんする方法はまさに禁じ手であって、本来の財源保障という趣旨からはほど遠いものと言わなければなりません。

振り返れば、政府はこれまで景気対策として公共事業を積極的に進めてきました。国はそれを国の補助事業や地方単独事業に求めてきたのであります。しかるに自治体にはその事業を行う財源がないために、そこで考え出されたのが、事業費の大半を借金で行うことを認め、しかもその借金の返済に必要な元利の一部を後年度に交付税で見るという方式でした。これによって自治体は当面はわずかな財源で大きな事業ができ、国は膨大な公共事業費のばらまきが可能となりました。こうして交付税は、国の景気対策に自治体を動員する補助金と化したのであります。今日の本市の財政危機の要因は、政府の経済対策に追随し公共事業を無批判に受け入れ、身の丈を考えずに次々に大型開発事業を進めてきたことにも大きく起因していると考えます。

私たちは、こうした手法の危険性について以前から指摘をし警鐘を鳴らしてきましたが、聞き入れてもらえませんでした。こうした危機的状況を受けて、市長の見解を改めて伺いたいと思います。

また、こうした結果は国はもとより長としての市長の政治責任は極めて大きいものと考えます。今回の市長等の給与の減額措置は、みずからの責任についての身の処し方なのかもわかりませんが、市民の前にまずみずからの不明について明らかにすべきであると思います。あわせて市長の所見を伺いたいと思います。

続いて、合併問題についてお尋ねいたします。

初めに、合併協定素案における中学校給食と合併必要論拠の矛盾について伺いたいと思います。

素案では、自治体において違いのある中学校給食について「現行のとおり」としております。ところで市長は、これまでの議会における質疑を通じて、合併の必要の論拠として次のように述べております。「日常生活圏は、市町村の枠を越えて広がっている。このような日常生活圏の拡大に伴い、住民の行政ニーズも市町村の枠を越えた公平性の確保や土地利用へと拡大し、さらに環境問題や情報化など従来の行政区域では対応し切れない行政課題も発生している。これからの市町村は、広域的な生活圏の中で地域の発展を考える必要があり、日常生活圏の中での合併を進めていかなければならないと考えている」としております。

手法は違いますが、近隣の自治体では既に中学校給食を実施しているところはかなり多くなり、合併を今しようしている西川、朝日の両町でも行われております。私は、中学校給食のような行政ニーズこそが、行政の枠を越えて公平性の確保を求められているため、市民要望が強いのではないかと考えているところであります。合併を進める上で、中学校給食のような施策は統一していくことにそんなに困難があるとは思いません。

そもそも、教育委員には住民の要望を教育行政に生かすという職務もあって、何でそんなに現行にこだわるのか私には全く理解できないところであります。中学校給食の方針は、当局みずから主張する合併の論拠に矛盾していることは明白であって疑う余地もないと思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、素案における新市の主要事業と財政見通しについてお尋ねをいたします。

合併協定素案に、新市の主要事業として 197億 9,400万円の費用が見込まれております。同時に平成26年までの財政計画も示されましたが、これらの事業すべてが合併特例債の対象となる建設事業だとすれば、合併した15年後には交付税の激減は必至とされていることから、他の事業や施策に大きな影響が出てくることが考えられます。

ところで、合併特例法は合併特例債と合併算定替えの二本の柱から成り立っております。初めに交付税の算定替えについてであります。合併前の交付税額の保障措置という受けとめ方があります。それは自治体関係者だけでなく、合併問題を解説しているメディアなどにも見られ誤解が生じているのではないかというふうに私は思います。つまり、合併すれば10年間は従来の交付税が保障されるとしているものは、決して交付税の配分額をもとのままにするということではありません。交付税制度が見直しをされれば、合併をしようがしまいが段階補正や事業費補正は縮減され、さらに保留財源率の拡大や臨時財政対策債への置きかえもあると言われておりますことから、基準財政需要額はさらに圧縮されることにな

ります。要するに、合併した自治体の交付税は落ち込みがやや緩和されるだけのこととして認識し対処すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、合併特例債について私の所見を述べて市長の見解をお尋ねしたいと思います。

合併特例債はもとをただせば、これまでの地方債残高の増大の原因となった仕組みである地方単独事業の延長線上として、より拡大する形で創設されたものと言えます。このことから合併市町村の公債依存度がさらに高まり、一層の財政危機を招く危険性を指摘しなければなりません。事業費の95%を起債でき、元利償還の7割まで後年度負担の交付税に算入されるとしておりますが、5%は自主財源で、そして特例債充当分の30%は償還しなければならず、交付税が不安定で後年の予測が全くつかない中では、借金返しの負担がどの程度緩和されるか定かではありません。

しかしながら、自治体が負う債務だけは確実に残ることになります。経過措置が過ぎる15年後あたりからは、合併した自治体の財政は、合併しないで我慢した自治体よりひどいことになっている可能性もあるのではないかと思います。特例債での主要事業の総額をいかほど考えているのかお尋ねし、あわせて公債費比率を初めとするそれぞれの財政指数についても明らかにしていただきたいと思います。

最後に、教育委員会の独立性についてお尋ねをいたします。

周知のように、教育委員会制度は教育の民主化を目指す戦後教育改革の一環として、教育の地方自治を実現する機構として、教育が不当な支配に服することなく国民全体に対し直接に責任を持って行われるべきという自覚のもとに、公正な民意により地方の実情に即した教育行政を行うために創設されたものであります。地方自治体の執行機関でありながら、首長、つまり執行部から機構的に独立し、かつ複数の住民代表からなる合議制の行政委員会でもあります。

しかし、今日の教育委員会制度は完全に首長の統制下にあり、行政委員会とは名ばかりであるという批判や見方があり、その大方の要因は任命制をもとにした行政の長にあるとの指摘があります。

さきの12月定例議会の質問の中で、佐藤市長は現行教育委員会制度は必要という認識を示されましたが、私は本市の教育委員会もそうした状況下にあるのではないかと具体的事例を示して指摘をしたところでありますが、市長は、私の2問にもかかわらず通告がないと答弁を拒否をされました。まことに遺憾であります。

そこで繰り返しますが、本市においても教育委員会の独立性が損なわれているのではないかとする市民の懸念の声があります。前定例会における市長に対する質問に、教育委員会で答弁を作成したこと一つとっても、そのことを証明するのに十分でありましょう。市長はこうした批判に謙虚に耳を傾け、教育委員会の独立性を保ち、分権時代における教育行政の発展に資するべきと考えますが、市長の所見をお伺いしたいと思います。

重ねて、市長の誠意ある答弁をお願いして第1問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まず、財政問題のことについて答弁申し上げます。

今日の地方財政は、長引く景気低迷による税収入の減少、地方交付税の削減、国庫補助負担金の一般財源化等によるこの歳入の減に加えまして、歳出では少子・高齢化に伴う社会保障関係費の増加により、これまでにない厳しい財政運営を強いられているところでございます。

平成13年度に、経済財政諮問会議が出しました「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」を起点としまして推進してきた構造改革は、平成14年に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」で、国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討するという具体的な姿となったわけでございます。御案内かと思えます。

そして、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」で、官から民へ、国から地方への考え方のもと、国と地方の明確な役割分担に基づいた自主自立の地域社会からなる地方分権型の新しい行政システムを構築していくこととしております。このため、事務事業及び国庫補助負担事業の抜本的な見直しに取り組むとともに、地方分権の理念に沿って国の関与を縮小し、税源移譲等により地方税の充実を図ることで、歳入歳出両面での地方の自由度を高めるため、三位一体の改革を推進するとされたところでございます。

そして、改革と展望の期間である平成18年度までに、国庫補助負担金の改革や地方交付税の改革、さらに税源移譲を含む税源配分の見直しの方針が示されたわけでございます。

この方針が公表されますと、地方6団体もいち早く評価するというような談話を発表し、歓迎したいというような意を表明したところでございました。

しかし、改革の初年度の具体的な形となる平成16年度地方財政計画では、国から地方への税源移譲は暫定的なものにとどまり、地方交付税が大幅に削減されることなどから、地方公共団体からは一斉に不満が噴出したわけでございます。全国知事会が緊急のコメントを発表したり、全国市長会も緊急要望を出すというようなことになったのでございまして、この形が改革の評価を下げ今回のアンケート結果となったものと思われま。

また、国庫補助負担金の一般財源化においても、国の法令等による基準は緩和されておらず、地方の自己決定、自己責任のもとでのサービス水準の決定ができないなど、地方分権改革が目指す税源移譲と権限移譲が、国庫補助負担金の削減と一体的に実現されていないなどのアンバランスがありました。

また、人口の多い都市部と地方との間に移譲額の格差が見られるように、税源移譲が本格化すればなお一層自治体間に財政力の格差が生じると予想されます。このような中で、各市町村間においては一定の行政水準を確保することが不可欠であり、地方交付税の持つ財源調整機能と保障機能は今後とも存続する必要があると思っております。

本年2月に、全国知事会が交付税の大幅削減に対する緊急コメントを発表したり、全国市長会においても三位一体改革に関する緊急要望を出したところでございます。

この前も申しあげましたけれども、私が会長に就任いたしました山形県市長会において、「地方財政基盤の確立に関する特別決議」というものを初めて出して、これまでになく出したわけでございますが、一つは、地方税財源の充実強化、二つには地方交付税制度の改革、三つには国庫補助負担金制度の見直し、四つには地方債の充実改善についてを内容とする要望をすることとしたところでございます。今後とも全国市長会、東北市長会と連携を図りながら、また県とも十分連携をとりながら国に要望してまいりたいと考えております。

それから、本市の財政危機とその要因についてでございますが、地方はこれまで地方財政計画等により裏打ちされた起債計画に基づき起債を発行し、行政基盤の整備拡充を進めてきたところであります。その結果、公債費の累積が膨大な額となり、今日の地方財政を圧迫していることは御承知のとおりであります。平成15年度末では約200兆円になると見込まれております。

私は、これまで何度も申し上げてまいりましたが、市民が安全で安心して、そして夢と希望を持って暮らせる元気なまちづくりが、首長としての私に課せられた使命と認識いたしましてまちづくりを進めてまいりました。

そのために、市民生活に密着する道路を初めハートフルセンター、図書館の建設、駅前中心市街地整備事業、チェリーランド、クア・パークの整備、税財源の涵養となる市民の働く場としての工業団地や住宅地の整備など、多くの事業を進めてまいりました。さらには、寒河江市を全国に発信した全国都市緑化やまがたフェアの開催、農業・商工業などの産業等の振興、少子・高齢等に伴う社会福祉の充実や人材育成などのソフト事業にも積極的に取り組んできたところでございます。さらに、日本一のさくらんぼの里づくりや、花、緑、せせらぎのまちとしての美しいイメージも発信することができたと思っております。

これらの事業の選択に当たりましては、本市において真に必要とされるもの、市民が望み期待しているもの、そういったものを厳選したものであり、国が言うままに無批判に受け入れたなどということは決してございません。また、事業の取り組みに当たっては常に事業費の圧縮に心がけ、国、県の補助事業を取り入れるとともに、起債等については有利な起債を活用してまいったところであります。

また、国、県で実施していただけるものについては、お願いしながら市の負担の軽減を図ってきたところでございます。ちなみに、市の起債残高 245億円のうち、地方交付税の算入対象となる分は 189億円で、借り入れ残の約77%となっております。その主なものは地域総合整備事業債、財源対策債、臨時財政対策債などでございます。確かに、平成14年度末の財政状況は経常収支比率が88.8%、起債制限比率が10.8%となっており、昨年より若干悪くなっておりますが、県内13市のちょうど中ほどの平均的な数値となっております。

そういう中で、平成16年度の予算編成に当たったわけでございます。交付税が実質12%の減となった中、国庫補助金の一般財源化に伴う新たな負担も生じることとなり、厳しい予算編成となったのでございます。今後も、税収の伸びが期待できない上に来年度以降の改革の姿が見えず、それに加えて財務省では、平成16年度は基本的には地方に必要な財源は手当てされているとしております。17年度も地方財政のスリム化を進めるやに聞いております。本市の財政運営に当たっては三位一体改革は始まったばかりであり、これからの国の動向というものを十分注意しながら、対応に誤りなきよう心がけてまいりたいと思っております。

次に、合併の問題でございますが、前の遠藤議員の御質問にも答えましたように、任意合併協議会では、協議するに当たりまして協議方針というものを定め、その方針の中に六つの原則を網羅しまして、さらに調整の具体的分類は現行のしており、合併時または後に統合とか、合併時または後に新制度を策定するとか、廃止するとかの分類を定めまして、1市2町で取り扱っているすべての事務事業の調整協議に入ったわけでございます。

学校給食事業の項目は、学校教育事業の項目の中の細部の項目として協議されました。その結果、小・中学校とも現行どおりとするとの調整結果にまとまったものでございます。御案内かと思えます。

そのことが、議員は合併が必要としている公平性からいっても矛盾しているのではないかと。また、何でそんなに現行にこだわるのか理解できないとの御質問であったわけでございますが、私としましては、合併の必要性からいっている公平性の原則というものの考えは、今日の1市2町間では就業地、通学地及び買い物物の動向の状況から判断しても、住民の生活行動圏は、それぞれの行政区域を越えて拡大しており、本市を含めた圏域であるのが実態ではないかと認識しております。

このことから、市町の枠を越えた公共施設の利用へと拡大するなど、公共サービスの受益を受ける範囲が1市2町の枠を越えており、受益と負担の公平性の観点から市町村の行政規模の拡大が不可避であるというものでございます。このような公平の原則という考えは、中学校給食の取り扱いが違ふこととは全く別な次元のことであり、矛盾しているとか、矛盾していないとかというようなものではないと思っております。

また、何でそんなに現行にこだわるのか理解できないということではございますが、協議会での調整は、協議会の委員である1市2町の首長と議会の議長と村山総合支庁長の7人の全委員の一致により決定されたものでありまして、何でそんなにこだわるのかという質問の趣旨が私としては理解できないところでございます。

次に、合併と交付税のこの保障の問題についてのお尋ねでございます。

合併特例法では、規定する地方交付税の算定の特例は、合併年度とこれに続く10年間において、毎年合併前の市町村ごとに算定した額の合計額を下回らない額として、さらにその後の5カ年について激変緩和措置をとるというものでございます。御質問の、合併後の地方交付税の一本算定と個別算定の合計との関係でございますが、三位一体の改革により地方交付税制度の見直しが検討され、地方交付税額の算定に必要な単位費用、それから測定単位、補正係数の予測がつかない現状におきましては、将来の地方交付税を試算するということは限りなく難しいものでございます。

そういう、難しいものでございましたが、昨年3月に実施しました「合併を考える座談会」の際には、平成14年度の1市2町の普通交付税の算定資料をもとに、補正係数については本市の係数を用いることにしまして、仮に一本算定を行ったところでございます。それによれば、一本算定と1市2町の合計との差は約11億7,000万円となり、率にして8.3%一本算定の方が少ない結果となりました。この額は、合併後の新市にとって大きなメリットであり、落ち込みがやや緩和されるだけとは思っていないところでございます。

次に、特例債と建設事業費の問題についての御質問がございました。

任意合併協議会においては、新市の建設計画の中の主要事業が合併の是非を判断する上で重要な要因となりますので、合併特例債を活用して10年間で完成させるという考え方で、総額約198億円の事業を示したところでございます。その事業費から国庫補助を差し引いた額に充当率95%を乗じて、合併特例債の総額を130億円と積算しております。

財政指数につきましては、いろいろな指数がありますが、財政構造の弾力性を見る経常収支比率と起債の許可制限に係る指標となる起債制限比率の二つが、一般的によく用いられている指数でございます。

経常収支比率は、市税、地方交付税、地方譲与税など毎年連続して経常的に収入される財源の経常一般財源に対して、占める人件費、扶助費、公債費などの年々連続して固定的に支出される経常経費の割合でございます。御案内かと思えます。その経常収支比率を算出するには、今申しあげました財源と支出の経費を、経常的なものと臨時的なものに区別する必要があります。その予測はいたしておりませんので、経常収支比率は算出していないところでございます。

それから、起債制限比率でございますが、市税、普通交付税、地方譲与税などの合計、いわゆる標準財政規模と公債費に充当した一般財源から、普通交付税に算入された市債の元利償還分を控除して算出した割合のことを言います。この比率が3カ年平均20%を超えますと市債の発行が制限されるわけでございます。

新市の財政計画におきましては、建設計画に盛られた主要な事業の着手時期とのかかわりで、事業費それから起債の発行も単に10年均等としておりますので、起債制限比率は実際の事業実施時期により数値が変動するため、起債制限比率を算出していないところでございます。

しかし、財政計画を策定する上で、起債制限比率算出に必要な数値の積み上げも行っており、算式に合わせた比率を算出できないわけではありませぬので、法定合併協議会における財政計画の資料としては、起債制限比率の算出については検討してまいりたいと思っております。

次は、教育委員会とのかかわりでの御質問でございます。

さきの定例市議会において、議員から教育委員会の特区制度の問題について御質問があり、答弁申しあげたところでありますが、何か答弁を拒否したかのような御発言がございましたが、通告にありました内容につきましては、私の考え方をきちんとお答えしておりますので、認識を改めていただきたいと思っております。

12月定例会の答弁の繰り返しになると思いますが、お答え申しあげたいと思っております。

教育委員会制度は、教育の中立性、安定性、専門的・技術的な執行などを確保するために、地方自治体の長から独立して置かれている行政委員会の一つでございます。合議制の執行機関でございます。さまざまな分野についての知識や経験を有する教育委員会の合議によりまして、大所高所から基本方針というものを決定しまして執行する仕組みとなっております。

現在の教育委員会制度は、昭和31年に制度が改められ、その後、社会情勢に対応した改正が行われてきております。

教育委員会につきましては、地方自治法で「教育委員会は別に法律の定めるところにより、学校その他の教育機関を管

理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱い及び教育職員の身分取扱いに関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する」とされておりまして、これを受けて地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、教育委員会が管理執行する事務の範囲、すなわち職務権限の範囲は、地方公共団体の長が有する一部の事項を除き教育全般に及ぶものであり、その主なものが例示として具体的に定められております。

実際の事務の管理執行に当たっては、教育委員会と地方公共団体の長は同じ執行機関として、それぞれに属する権限の範囲内において相互に対等、独立の関係にあり、すべてみずからの責任と判断に基づいて公正、妥当、かつ誠実に行わなければならないこととなっております。このことは、両者がそれぞれ全く独自に教育に関する事務を管理執行することを意味しているものではありません。執行機関は長の所轄のもとに相互の連絡を図り、すべて一体として行政機能を発揮していかなければならないものであり、相互の間でその権限について疑義が生じたときは長がこれを調整するものとされております。

このように、教育委員会と長は十分な意思の疎通を図り、地方公共団体全体としての調和のとれた、適正な教育に関する事務の管理執行に努めなければならないものとされておるわけでございます。

本市の教育委員会においては、法令に規定された教育に関する事務について、教育委員会みずからの責任と判断に基づいて公正、妥当、かつ誠実に管理執行されており、行政委員会としてよく機能しているものと思っております。

したがって、教育委員会の独立性が損なわれているのではないかとのお懸念ではありますが、当市においては一切御心配要らないものと思っております。

以上です。

佐竹敬一議長 この際暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午後0時02分

再 開 午後1時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内藤 明議員。

内藤 明議員 1問に御答弁をいただきましてありがとうございました。

少し私の投げたボールが悪かったのかどうかはわかりませんが、まともに私の胸元に投球が返ってこない部分もあったのでありますが、2問の中で引き続き市長の見解を求めていきたいというふうに思います。

最初に、小泉内閣の構造改革、三位一体の改革についてお尋ねをしたところでありますが、文章にして答弁を読まれますとなかなか把握しにくい点もありますが、私の前の遠藤議員の質問も同じようなことがあったわけで、大体そんなのとあわせて理解をしたところでありますが、一口に言うと、必要性もあるがだめな部分もあると、功罪相半ばというわけではありませんけれども、そんな感じで私は市長の答弁を受けとめたわけでありまして、ただ、市長の答弁にありましたが、要するに問題は、さっきの県の市長会で特別決議出されたそうでありまして、そういうことをやっぱり、真剣に取り組みを強めてほしいということを感じているところであります。

それから、もう少し市長の考え方を深く理解する上で、端的にお尋ねしたいというふうに思っておりますが、先ほど共同通信社の行った全国の首長に対するアンケートの件を申しあげましたが、議会の中でもごらんになった方、数多くおられるというふうに思います。

その質問の中で、問い10にあります「小泉構造改革で自治体はどのような方向に向かっておりますか」というふうな問いがございます。「よい方向」、「どちらかといえばよい方向」、「どちらかといえば悪い方向」、「悪い方向」。それぞれパーセンテージで示されておりますが、「どちらかといえば悪い方向」を含めると、この「悪い方向」が60.5%を占めておられるわけでありまして、佐藤市長はこの4択の中でどれに丸をつけられたか。もう一度申しあげますか。「よい方向」、「どちらかといえば良い方向」、「どちらかといえば悪い方向」、「悪い方向」。

それから、問い11に「三位一体改革の基本方針の評価について」があります。それには、「評価する」、「ある程度評価」、「余り評価しない」、「評価しない」、こういうのがありまして、これも68%の首長が、に丸をつけておられるようでありまして、否定的な見解を示しているようであります。これについてもあわせて、市長は何番目に丸をされたか。もう1回申しあげますか。「評価する」、「ある程度評価」、「余り評価しない」、「評価しない」ということで、その点についてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、財政の危機についても伺いました。見解の分かれるところもありますが、これも先ほどの調査に同じような質問が載っております。問い11であります、「財政の認識について」というような問いであります。が「厳しい状況で今後も心配」、「厳しいが回復できる」、「健全財政を維持したが今後が不安」、「健全に財政を運営してきており今後も維持できそう」と。こういうふうなことで載っておりますが、今の答弁からすると あたりに丸をつけたのかなというふうに私は思うんですが、これについても市長の御見解を伺いたいというふうに思います。

それから、財政危機に当たっての市長のこれまで取り組んできた経過、それぞれ市政運営、財政運営を行ってきた結果が今になってあるわけでありまして、そのものに対してやっぱりみずから行ってきた政治は結果責任というようなことがありますので、その点、市民に明らかにすべきでないかということを申しあげてまいりました。

市長は、無批判に国の景気経済対策に追随してきたわけではないというふうな答弁もありましたけれども、例えば景気経済対策としての単独事業なんか目いっぱい、限度額いっぱいずっと取り組んできたわけですね。やっぱりそうしたことについてどのような反省点なんかあるのか、こうした点も明らかにすべきではないかなというふうに思います。20年近くも市長は市政のかじ取りをやってきたわけでありまして、当然その責任があるわけであって、そのことをやっぱりぜひここで明らかにしておくべきではないかなというふうに思っております。

確かに市長の言うとおり、交付税を当てにしなければ、当て込まなければ行政運営ができないということも事実でありまして、そうした交付税の運用を国が行ってきたことは先ほど申しあげてきたとおりでありますから、国の責任も一面であることはそのとおりであります。しかし、一方の当事者として市長は財政運営、市政執行に当たられてきたわけであ

りますから、市長のいわゆる市民に対しての政治的な責任について明らかにすることは、私は当然のことであるというように考えますけれども、市長の御見解を伺いたいというふうに思います。

それから、主要事業の財政特例について尋ねたところでありますが、130億円と見ているということでございました。答弁の中で10年間で均等というような話もあったようですが、そうしますと後年度にかなりの多くの負担が出てくるのではないかなというふうな心配があります。先ほど言いましたように、15年までには激変緩和措置がとられますけれども、それ以降は大方の方が言っているとおりかなり大きく削減されると。いわゆる激減というような表現されていますね。ということからすると、財政的にかなりピンチになるのではないかなというふうに見ております。

したがって、先ほど公債費比率、算出できないわけではないが検討するというような話がありました。これはいち早くやっぱりこうしたものについては、市民の前に明らかにすべきであるというふうに思ひまして、あわせて公債費の比率も、やっぱり明らかにすべきではないかなというふうに思っております。

そんなに難しいことではないというふうに思いますが、そしてそのピークがいつごろになるのか。こうした点についてもきちっと市民の前に明らかにして、それでその上で合併についての判断の是非を問うというふうなやり方をすべきではないのかなというふうに私は思いますが、市長の御見解を伺いたいというふうに思います。

それから、合併の論拠と中学校給食の矛盾について指摘をしたところでありますが、これは全く次元が違う話だというふうな御見解が示されました。違う次元だというふうに言われますと私も大変悲しくなっちゃうなというふうに言いますか、前段でちょっとどういうふうに言われたかはっきり覚えていませんが、原則的に1市2町では、本市の圏域の中に何か実態があるとか何かというようなことと言われました。これは本市に合わせろということと言われたのかどうか、ちょっとその辺ははっきり聞き取れなかったわけでありまして、もう1回その点について伺いをしたいというふうに思いますけれども、繰り返すことになりませうけれども、合併はこういうことで必要なですよというふうに言われましたね。それをもって私は中学校給食などこそ住民ニーズが、他町村でやって寒河江市でもぜひ必要なのではないですかというようなことを申しあげて、その論拠等を示されていることが、言っていることとやっていることが違うんじゃないですかということを申しあげたところであります。

これは、理屈じゃないんですね。合併しようとしている西川町や朝日町で中学校給食を実施しているのに、そこと合併しようとしている寒河江市は何で実施しないんだというのが素朴な疑問だというふうに思うんですね。それが何で現行どおりなんですかということだと思ふんですね。弁当が教育にとって大事とかなんて、そんなことここで今議論するつもりはないわけであって、市当局が必要としている合併論拠にそれがまさにぴったりと合っているのではないですかということを行っているんです。7人の協議者の中で全会一致、そういうことしたというふうに言われましたが、そうだとすれば必要論拠と違うようなことを皆さんで決められたということじゃないんですか。その点について改めて御見解を伺いたいというふうに思います。

それから、教育委員会の独立性についてお答えをいただきました。こんなことを申しあげたくないんですが、12月の答弁の際、私が何か誤解しているんじゃないかというような話がありました。その点はきちっと私は受け答えしておかなくちゃいかんというふうに思いますので申しあげますが、2問目はこれ、中には通告される方もいるかもわかりませんが、通告制じゃないですよ。1問目の質問に対して市長から答弁があって、その例えば矛盾点なんかがあればさらに発展して答弁を引き出す、こういうことは当たり前のことじゃないんですか。

それで、その対応を思い出していただきたいというふうに思いますが、市長は第1問目で現行制度が充実発展していくことが望ましいというようなことを、端的に言うというふうに申されました。それで私は、12月議会の一般質問の内容の聞き取りの段階で、私は市長部局に対する質問を申しあげたんですが、教育委員会からこの聞き取りがなされてきたことを申しあげて、それは教育委員会の事務当局の方が来られましたね、それは違うんじゃないですかと、そういうことをきちっとこの場で明らかにしたわけでありまして、そういうことからすると、現行制度充実発展する割には、言っていることとやっていることが違うんじゃないですかということを申しあげたわけでありまして、そのことに対し通告はなかったというふうに申されたんですね。そうしますと、都合のいいことは答えるが、都合の悪いことは答えないというふうに

なるのかどうか分かりませんが、その点について改めて市長のコメントを求めたいというふうに思います。

これは今回質問を通告をして、今回は教育委員会ではなくて庶務課の方で質問の聞き取りはなされております。こういうことでは正常な形に私は直されたなというふうに思っておりますが、間違っていたということで反省の上に立ってなされているのかどうかは分かりませんが、指摘をされて黙して語らずして直すというふうな方法もあるでしょう。しかし、こうした議場なんかで正式に取り上げて指摘を申しあげ、それに対してコメントしないなんていうことは、やっぱり私はあってはならないことだなんていうふうに思っておりますし、市長といえどやっぱり神様でないわけでありますから、間違いは余りない方がいいんですが、一人の人間として考えれば間違ふことだってあり得る、こういうことを私は思っております。したがって、非があれば率直に謙虚に受けとめて、それでそれを認めて直せばいいことであるというふうに私は思っております。それが市政を預かる市長の私は政治姿勢ではないかなということを改めて申しあげて、このことに関して御見解を賜りたいというふうに思います。

以上、2問にします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 まずいろいろありましたが、この68%でございますか、これに対しての評価でございますが、いつこういう質問があって、どこに丸つけたかというのはちょっと私も定かではございませんが、現時点で考えれば、「どちらかといえば悪い」ということだろうと思います、今回の交付税関係は、それから、「余り評価していない」と、こういう現時点で立てば言えるのかなと。それから、これからの財政の認識に対しましては健全財政を維持しながら今後はかなり厳しい状態になって大変だなという認識を持っておるところでございます。

今回16年度の予算におきましても、先ほど答弁申しあげましたように、厳しい中でもやりくりをしながら、そして必要なものは必要な額を計上いたしまして、そしてまた緊急性のないもの、あるいは少し先送りしてもいいというようなものにつきましては計上しなかったということでございますが、福祉とか教育という分野につきましては、これまでのペースというものを落とさないで、逆に充実したというような感があるのではなからうかなというように思っております。そういう面では、健全財政を維持しながらこういう厳しい大事態に軟着陸したというようなことが私は言えると思っております。

それから、財政運営の結果責任という話がありましたけれども、先ほども1問で答弁申しあげましたように、私の市長時代にこれだけのことを私はしたなと、させてもらったなというような気持ちでおるわけでございますが、先ほど申しあげましたから一々申しあげませんが、そういうことをさせて現在の寒河江市があるのかと思っております、それに向けて努力したわけでございますので、それなりの先を見、あるいは選択をしながら市民の幸せ、市の発展に力を尽くせたんじゃないかなと思っております。

こんなこと、言葉返すようでございますけれども、議員のように評価しないという立場に立って言われるならば、どこでもこれは拾い上げられるものだというように思いますけれども、私はしたんじゃないかなと思っておるわけでございます。これからの財政運営は厳しくなると思いますけれども、それらのこれまでやってきた実績というものを踏まえて、どう寒河江市のことを考えればいいのかというようなことを見詰めてまいりたいと思っております。結果責任どうのこうのと言われればそれはいろいろあるかと思えますけれども、でも、私はやってきたというような気持ちでおるわけでございます。

それから、特例債の計算の問題は、これは担当課長の方から申しあげたいと思っております。

それから、起債につきましても、これ合併した場合の起債の使い方といいますか、活用の仕方、どこの年度で何をやるかとか、どこの年度でどのくらいな額を投入するかということは今の段階で言われないわけでございますが、これは1市2町が正式に法定協議会なり、あるいは新しい市になったときに初めてどの事業を先行させるか、これはもう少しおくらせるとか、これはいろいろこれからさらなる協議なわけでございますが、ですけれども、現在の中で何をやって新しい市の姿をよりよく持っていくかというようなことを、あそこに、寒河江市では13に、西川町は五つ、朝日町は七つ上げておるわけでございますが、ですからそれをいつの時点でどうするかとか、その借金をどうするか、特例債の発行をどう考えとかということは、非常に今の段階では難しいわけでございますから、10年の均等割といいますか、10年に分けて計上したということございまして、これにつきましても任意協議会で、まあこれによろしいということになっておるわけございまして、私だけの考え方でやったわけではございませんので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、合併の公平性というのと給食の問題を申しあげておるようでございますが、そもそも合併の必要性の背景としての公平性というものの原則というものは、先ほど述べたとおりでございますが、個々の具体的なサービスをどうするか、実施するかとかしないかという問題とは違うんだということを申しあげておるわけございまして、あくまでも合併上の公平性という問題は、以上のような考え方に立っているんだということございまして、個々の事務事業をどう調整するか、あるいは実施するか、しないかというようなことは、先ほど申しあげましたような考え方に立って、いろいろするものもありますし、あるいは統一するものもありますし、しないものもございまして、あるいは新市になってから考えるものということでございまして、それで学校給食につきましては、それぞれの現行方式でいこうということになったわ

けてございまして、そのことについても任意協議会では全員一致でそうだろうということになったわけでございます。

それから、教育委員会の問題でございますけれども、いわゆる市長には総合調整権というものが与えられておるわけでございます。それは既に御案内かと思えますけれども、教育委員会は教育委員会の立場がありますし、ですけれども、市長には市なり町なり全体を総合としての調整というものの権限が、これは法律上与えられておりますから、それに基づいて、もちろん予算の執行権というのはこれは長にありますから、教育委員会にないわけでございますから、そういう面から教育委員会の施策なりにつきましてもそういう面からいろいろ物を申したり、あるいは調整させていただくということはあるわけでございますので、これは法律に書かれておりますから、先ほどもまた申しあげたとおりでございますから御理解はいただけるものと思っております。以上です。

佐竹敬一議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 合併特例法の起債の130億円については、起債の発行が、ただいま市長が言ったように毎年均等で発行を予定しております。毎年13億円ということで、その返済はできる限り交付税の特例期間の中で返済をしようということで、10年の毎年の均等償還ということで据え置きなしを予定をいたしております。

また、ピークはいつであるかということでもありますけれども、合併の協議の中の財政計画の中にはこの合併特例債も計算しております。その中での公債費のピークが、平成17年がピークでございます。なお、起債残高の最も大きく残っている年度が平成17年度、10カ年において17年度ということでございます。以上です。

佐竹敬一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 2問目に答弁いただきましてありがとうございます。

もう少し議論をして、お互いに理解し合うところは理解し合わなければならないなとも思っておりますけれども、最初にちょっと市長は私に対して誤解をされている点について指摘をして、誤解をまず解いていただいて、その点から申し上げたいというふうに思います。

私は、市長の今までやられてきた市政運営を、すべて評価しないなんて言っているわけではありません。市長のすぐれた行政運営についても見てきたつもりであります。しかし、こうした点についてはおかしいのではないですかというふうな点についても、私は何点も例をとって申し上げませんが、申し上げてきたつもりであります。

それで逆にお聞きをしますが、今回、市長等の報酬の減額が出されております。大体答弁されることも予想はつきませんが、こうしたものを受けて、やっぱり反省の面もあるということで減額をすべきというふうに市長は考えておられるのか、ひとつお聞きしておきたいというふうに思いますが、市長の言われたことからすれば、市長として市民の幸せのために行政運営をやってきたと。だとすれば、すべてが市長のやってきたことがうまくいっているのかといえ、大きな財政投資をしてその効果を得られないものだって中にはあるわけですよ。

先ほど、遠藤議員の指摘もあったわけですが、例えばクア・パークの事業なんか、ですから、そうしたことに触れてやっぱり市民の理解を得てさらに長として市政発展に努める、あるいは努力を重ねる、私はこういう姿が市長としてのあるべき姿だと、政治姿勢だというふうに理解をしております。では、ないのでしょうか。私の見解が間違っているというのであれば改めてそのように申し込みたいと思っておりますし、私はそのように理念として持っておりますので、改めて市長の御見解を伺いたいというふうに思います。

それから、中学校の給食の関係で、個々の事業はどうするかということではないと、公平性の原則は個々のサービスについてどうのこうの言っているわけじゃないということも市長は言われました。私も大卒で、これは合併の必要性の中で市長が言っていることを、私が改めて答弁した内容について触れたわけがあります。したがって、こうしたことも市民サイドからすれば、それは当然そういう中に含まれているのではないのでしょうかというふうに見るのが、私は実施をされていない住民側からすれば、これはしごく当然のことであるというふうに理解をしております。

都合の悪いことはやらない、都合のいいことだけはやるというようなことであってはならないというふうに思いますが、こんなことじゃ憲法9条の解釈みたいじゃないですか。中身についてはくどくど申し上げません。小学生の低学年あたりの子供たちでもわかるようなことで、ぜひ御答弁を賜りたいというふうに思います。

それから、教育委員会の独立性について御答弁がありました。市長の、いわゆる独立はしておるが総合調整権もあるんだということは私も承知をいたしております。予算執行の件もあるのだというふうなことも市長は言われました、私は、予算執行について云々しているわけではありません。いわゆる制度そのものが本当に独立性になっているのかということの中で、具体的に12月一般質問の市長部局に対する質問について、教育委員会サイドから私の質問に対する聞き取りがあったということも、事実をもってそれはおかしいのではないかとということも御指摘をしたんです。

それは非は非で、やっぱりきちっと認めた上でそれで直せばいいというふうに私は思いますけれども、なかなか自治体の長はある意味では権力者でありますから、しかもまた人格も持っておりますので、余りこうしたことは、私も議員といえども、職務があるといえどもやっぱり言いにくいことなんですね。しかし、そうした問題を指摘をしないとアンデルセンの童話でありませんが、裸の王様になってしまう危険性があるというふうに思いますので、御指摘を申し上げたところであります。

市長、御承知のように良薬は口に苦しということもあるじゃないですか。一気に飲んでしまうような度量もあって私はしかるべきだというふうに考えますが、市長の御所見を承って私の質問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 私も市長として、市民の信託を受けてやっておるわけでございますから、市民の声は聞きますし、市民と一緒に考えてみると、あるいは意見を出し合うということは私はやっております。ですから、前向きな御意見というものは率直に承っておりますし、素直に批判も承っております、それらを市政の中に生かそうという気持ちは十分持っております。

それから、公平性の問題でございますけれども、何回も言うようですけれども、合併の必要性からいっての公平性というのと、これはもう一度申し上げますと、今日の1市2町間では就学地、通学地及び買い物物の状況から判断しても住民の生活行動圏は、それぞれの行政区域を越えて拡大しており、本市を含めた圏域であるのが実態ではないかと。そういうようなことから、市町の枠を越えた公共施設の利用へと拡大するなど、公共サービスの受益を受ける範囲が1市2町の枠を越えておると、こういう受益と負担の公平性の観点から、市町村の行政規模の拡大が不可避であるというようなことを申しあげておるわけでございます。

寒河江にあるところの工業団地の企業に対しましても、何も寒河江市だけの従業員の方がおるわけじゃございませんし、採用するわけじゃございませんでして、西川の方もおれば、大江の方もおれば、天童の方もいるということでございますし、あるいは公園の利用につきましても同じですし、あるいは文化会館なり図書館なりの利用につきましても同じでございます。

そういう面での、広域的な分野での公共性というものは、ですから、私の方の寒河江の市民におきましても、水沢のピール園にも行ったり、あるいは買ったりというようなことというのは当然あるわけございまして、そういうところの公平性といえますか、公共性の施設をだれでも利用できるような考え方で、もう広域的な広さというものを持っておるんだということでございまして、そういう中での公平性ということであって、現在1市2町でいろいろ施策をやっておりますから、それをどうするかというようなことについては個々具体的にそして考えて、そしてよかれと思うことを選択していくということでございます。

それから、教育委員会でございますが、一般質問の答弁書を教育委員会に書いていただいて、それを市長が目を通したというようなことございましょうが、これはやっぱり予算だけじゃないんです。教育委員会の施策にしましても、あるいは農業委員会の施策にいたしましても、あらゆる行政委員会の施策というものはみんな関係してくる、お互いに関係してくる。市長からだけ関係するんじゃないで、行政委員会の方からも関係してくるということでございます。

それに、せっかく議会で一般質問なさるというならば、やっぱり寒河江市全体としてのまとまったところの考えというものをお示しして答えるということが必要だろうと思っております。ですからこそ、やっぱりお互いに連絡、協調し合っ、そして長も、あるいは行政委員会もあらゆる連携を保ちながら、一緒になって考えるということでの対応ということがあるわけでございますので、御理解はいただけるものと思っております。

石川忠義議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号19番、20番、21番について、8番石川忠義議員。

〔8番 石川忠義議員 登壇〕

石川忠義議員 今回の議会の最後の一般質問になります。暫時の間時間をおかりしたいと思います。

私は、緑政会の一員として、またこの質問に関係した多くの市民を代表して、良心に従い質問をいたしますので、よろしくお願いたします。

さて、イラク人道支援に我が国の自衛隊が出発いたしました。戦後初めて陸・海・空の3部隊が派遣されました。必ずや所期の目的を達成しイラク復興を実現し、一日も早く無事全員が帰国することを祈る国民の一人であります。

時代が、一つの国のみではどうすることもできず、地球は一つという感じがひしひと感じられます。いわゆるグローバル・パートナーシップの時代です。鎖国を解き開国したのが明治維新であります。日本は、今いろいろな問題の中で第二の明治維新に差しかかっているのかなというふうに思われることもあります。今どのように日本の国を方向づけるのか、憲法改正の論議をしながら二大政党樹立過程の中で大いに議論されるべき問題だと思えます。

それでは、通告番号に従って順次質問をまいります。

通告番号19番、国旗・国歌についてお伺いいたします。日本の国旗は、言うまでもなく太陽をかたどったもので、日の丸または日章旗と呼ばれ長い間日本のしるしとして国民とともに歩んでまいりました。私は小さいときに教わった「白地に赤く日の丸染めて、ああ美しい日本の旗は」という歌詞であったと思いますが、世界のうちで最も美しい旗だなと尊敬してまいりました。

日の丸が国旗として正式に規定されたのは、物の本によりますと1870年、明治3年1月27日付の太政官布告だそうあります。その後いろいろの変遷を経てきましたが、一般的にはさしたる問題もなく、日の丸は国民に親しまれてきました。第二次大戦後、一時禁止されていた日の丸の掲揚は、1949年、昭和24年1月から自由にできるようになりましたが、1961年、昭和36年設置された公式制度連絡調査会議において国号、元号、国歌などとともに国旗についても検討が行われることになったわけでありまして。そして平成11年8月13日、国旗・国歌に関する法律が成立し、公布、施行されたわけでありまして。自来、公式行事及び各学校の入学式、卒業式では必ず国旗を掲げ国歌を斉唱することになりました。

ずっと以前ですけれども、日の丸、君が代と言われた時代、大相撲の千秋楽、テレビを見ていたとき、優勝杯授与の前に必ず国歌を斉唱するわけですが、場内アナウンスで御起立くださいと言う前に天皇陛下が真っ先に御起立されたのを見て、国旗・国歌の意義を考えさせられたことを今でも覚えております。

外国では、そのときになりますと国民は一斉に起立します。また、オリンピック等大きな国際スポーツ大会では、国旗は3位まで優勝国の国歌で掲揚されます。近代オリンピック競技の創始者クーベルタンは、オリンピックに参加することに意義があると提唱しましたが、現代では各国ともいかに国旗を掲げるか、各競技ともしのぎを削っております。

私は、このように国旗、国歌とはその国を代表するしるしとして定められたものであり、国家を象徴するすべてであると思えます。また、祝日には国旗を掲揚し祝う風習は、日本国民にとりましては文化でもあります。特に他国に赴き自国の国旗を見たときは、安堵感を覚えるのは私だけではないと思えます。

このように、国民は国旗・国歌に対する関心が法定後、愛着心が大きくなっておると思いますが、市長の国旗・国歌に対する御所見を賜りたいと思えます。

さて、国旗・国歌に関する法律が公布された後、平成13年11月定例会より県議会議場に国旗、県旗が掲揚されました。私も同僚議員と傍聴の機会を得て拝聴してまいりましたが、そこでの感想は、威風堂々としたさまを見たとき緊張の中にも感動を覚えた記憶がございます。国旗はその掲揚する場所によって、その感じ方が大きく違うものだなと思えました。本市におきましても、今庁舎正面のポールに市旗だけが掲揚されておりますが、国旗も掲揚した方がいいのではないかという声が市民の中に多くございます。市長の御所見をお伺いいたします。

また、私は本議場にも国旗及び市旗の掲揚を希望するものでございますが、地方自治法 104条により議長の権限でございますので、今後議会の問題として提案させていただきたいと考えております。

次に、通告番号20番、地域の住宅団地づくりについてお伺いいたします。

昨年の暮れに、みずき団地が造成完成し分譲を開始いたしました。当初売れ行きの方が心配されましたが、販売開始と同時に多くの応募があり好調な滑り出しと一部市報で報ぜられました。景気が上向いているとはいえ地方では実感できるほどの景気回復策も見えない現状ではありますが、大変喜ばしいことであります。そこで伺いいたしますが、どのような市場分析、調査をやったのか、まず伺いいたします。

また、みずき団地の販売状況、今どこにお住まいの方が購入されたのか。現在建設中及び完成した建物は何軒ぐらいなのか。及び団地販売、住宅建設における経済波及効果はどのぐらいあるのか伺いいたします。

次に、木の下土地区画整理組合の設立総会が2月15日、日曜日でございましたけれども、議会会議室で行われました。そのことはさきの市報に掲載されて御案内のことです。思い起こせば平成11年9月議会において、落衣島線、いわゆる内回り循環線の全線開通が、本市にとっていかに大事かという観点から市長にお伺いしたところ、西根下釜地区は区画整理事業を起こして道路整備をやりたい、いわゆるスプロール化の防止からも区画整理事業の手法が一番ベターであると市長は述べております。

その後、座談会、地区説明会等を積み重ね、平成13年11月26日の全体会で世話人会が発足し、整備手法を区画整理事業によることが確認されました。平成14年11月11日に行われました第1回設立準備総会で、組合設立年度を平成15年度と定めましたが、いろいろの法的手続、地権者の同意を得て今回組合が予定どおり設立されました。第一歩を踏み出したわけです。この間、地権者の方には特段の御理解をいただき敬意を表します。

私は、資本主義社会において地域の発展なくしては福祉政策は成り立たないと考えております。この地域は、米どころであるがゆえに開発がおくれたところでもあります。今、少子・高齢化社会に入り、少しでも人口の流出を防ぎ、本市の自助努力で住みやすい明るい地域の創造に努めなければなりません。醍醐住宅団地、さくら団地、みずき団地、木の下地区と将来を見据えた住宅団地化は、寒河江市全市を網羅した宅地造成は必ずや本市の歴史の中で評価されると思います。

そこで伺いしますが、木の下土地区画整理事業の完成年度及び住宅造成戸数はおおむね何軒か。また、まちづくり構想はどのようなものか。その経済波及効果は、工事費を含めるとどのぐらいに積算できるのかをお伺いいたします。それらのプロジェクトが本市の経済を押し上げ、人口増加の礎として、また内回り循環線の早期実現が何よりも市勢発展の大動脈になることを確信いたしております。

次に、通告番号21番、英語教育について伺いいたします。

本市の第4次振興計画で、新しい世紀を切り拓く人づくりも、その環境整備ということで11小学校の校舎改修が、醍醐小学校で全校終了し学校環境もよくなりました。児童・生徒も生き生きと学校生活を楽しんでおります。

さて、本市では国際化、いろいろな人の交流がありますので、英語、韓国語、中国語で市報の広報活動をやっております。また、昨年8月からはALT、外国語指導助手としてマーク・ダックワークさんが教育委員会学校教育課に所属し、市内の小学校を回り児童・生徒の英語を教えていることを2月5日号の市報で報ぜられております。先生のお人柄で、とても明るく楽しい雰囲気です。授業をやっていると、大変結構なことでもあります。

今、世界はグローバル化が進み、ITボーダレス時代の中で国際交流が多くなっております。国際的な会議も身近に感じる時代、マスメディアの発達により国際情報も多く茶の間に入ります。しかし、私は義務教育及びそれ以上の学校で英語教育を受けてもなかなか語学力が身につけにくい。現在でもその域を超越していないのではないかと。原因としては、私流に考えれば日本の独特の歴史、日本語そのもの、四方を海に囲まれた島国に遠因しているのではないかと。また、英会話をマスターした方でも平日ごろそれを訓練したり、常に生の英語を耳で聞く、見ることをしないと忘れてしまうようであります。

これまで、英語教育について学習指導要領にはどの程度の語学力を求めてきたのか、教育委員長にお伺いいたします。

さて、今後生きた英語力、英会話できる程度を身につけるにはどのようにするのか。結論は、何でもですけども、本

人の努力次第であることは一貫しております。私どもの時代、英語は選択科目でありました。職業課程を選択した方も多くおります。その後英語の授業は必須科目になり、すべての方が受講いたしております。私は英語力が伸びない一つとして、小さいころからなれ親しまないからなのではないかということも、一つの原因なのかなというふうに思っております。

今テレビ番組で「英語であそぼ」という番組が、就学前、就学の子供さんに大変人気があると聞いております。どのぐらゐの教育効果があるのかわかりませんが、人形劇で子供さんが飽きないように、また知らず知らず何回も何回も聞いていると知識として覚え込むものもあるのかなと思いました。要は楽しい時間にして、もっと小学生時代から英語教育をしっかりとやれないものなのか。研究開発校で中高一貫校としてやっているところもあります。総合的学習の中で国際理解協力として、さきに述べたようにALTの先生による生きた生の授業もやっております。

本県のさんさんプランは、2002年度の導入以来、2004年度で3カ年計画の最終年度を迎えます。少人数学級のメリットを生かした教育方法はないのか。教育は人間を育てるものであり、促成栽培ではありません。教育効果は、長い時間ときめ細かな指導が教育の原点であります。構造改革特区として、英語が使える日本人構想もあります。今後日常会話のできる生の英語を理解できる教育をするには、今後どのような英語教育を考えているのかを教育委員長にお伺いして第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

初めに、国旗・国歌についての所見についてでございます。

日本の国旗でありますところの日の丸の旗・日章旗、そして国歌・君が代の由来をさかのぼれば、先ほども御指摘がございましたように、これは大変古いものがあるわけでございます。さまざまな歴史の経過を経て今日に至ってきていることと認識しているところでございます。

我が国は成文法の国であること、また、諸外国では国旗と国歌を法制化している国もあることなどから、21世紀を迎えることを一つの契機として、これまで慣習として定着してきた国旗と国歌を明確に規定する必要があるとの考えから、平成11年8月に国旗及び国歌に関する法律が制定されました。これは御案内のとおりでございます。国旗・国歌については法制化される以前からオリンピックを初め、国際スポーツ大会や国の公式行事などで国旗掲揚や国歌の演奏が行われてきました。

本市においては、新春祝賀会や成人式、小・中学校の卒業式、入学式などでは国旗を掲げ国歌を斉唱している状況でございます。各地区や分館の運動会などにおきましても国旗の掲揚を行っておるところでございます。国旗・国歌は、いずれの国においてもそうかと思いますが、国の象徴として大切に扱わなければならないと思いますし、国民の間においてもさらに広く各世代の認識が得られ、親しまれるものになっていかなければならないと思っております。

それから、国旗、市旗の掲揚についてでございますが、現在、御案内のように市庁舎の掲揚ポールには通常土曜日、日曜日を除く平日は市旗のみを、国民の祝日は国旗のみを掲揚しているところでございます。

御案内のように市旗は、白地に市の記章であります寒河江の平仮名の「さ」を赤色で図案化したものでございます。上部は伸びゆく寒河江の勢いをあらわし、下部は円満融和に結びつく住民の心をあらわし、総じて発展への意欲と伸びゆく市勢を表現したものでございます。

国民の祝日は、市内の御家庭で玄関先などに国旗を掲げお祝いする慣習となっておりますが、市庁舎の掲揚ポールにも国旗を掲揚し、市民の皆さんとともに祝意を表しているところでございます。そのほかに、姉妹都市であります安東市やギレスン市などから友好親善として来寒されました際には、市街地通りの両側にお互いの国旗を掲げますとともに、市庁舎の掲揚ポールにもお互いの国旗と本市の市旗を掲揚し温かくお迎えすることを慣例としております。昨年は日本におけるトルコ年として駐日トルコ大使が来寒されましたが、お互いの国旗での歓迎に大変感激しておられました。国旗は両国の友好のシンボルとして大きな役割を果たしております。

そこで、市庁舎の掲揚ポールに市旗だけでなく、国旗も掲揚してはどうかという御提言ではありますが、国旗として制定されました日の丸・日章旗を次代を担う青少年を初め、市民の皆様は国旗に対する認識をさらに深め、親しんでいただくという意味からも、平日においても市旗同様、国旗も掲揚してまいりたいと思っております。

続いて、住宅団地づくりについての御質問でございます。

寒河江みずき団地は、開発面積が約8ヘクタールと、これまでの公社の宅地開発の中では最も大きいことから、その事業化に当たりましては土地開発公社において、種々の統計資料などを用いて独自に宅地需要動向の分析を行っております。分析に当たりましては、山形県土木部から出された平成10年度住宅需要実態調査結果のデータをもとにしまして今後の人口及び世帯数の推移の予測、それから周辺の市や町における宅地供給量及び価格の動向、そして持ち家住宅着工戸数の推移、個人住宅用農地転用面積の推移、ハウスメーカーなどからの需要動向の聞き取り、その他の資料を加味いたしまして宅地の潜在需要量などについて予測をしております。

分析の結果、宅地の購入計画を持っている世帯数は、寒河江市では市全体の2.6%に当たる300世帯、寒河江市を除く西村山地区では全体の5.5%に当たる720世帯と推計されました。特に寒河江市では、借家世帯数がその9.1%に当たる110世帯で宅地の購入計画があると推計されました。また、村山地方全体では全体の2.8%に当たる5,000世帯で土地購入計

画を持っていると推計されました。その他、宅地の取得資金の抛出可能額、それから宅地の取得希望面積、宅地購入に際し重要視する要素、宅地需要の今後の動向などについても推計や考察をしております。

みずき団地の事業計画は、潜在需要の顕在化が図られるよう、こうした分析結果を十分踏まえて策定するとともに、分譲時期が競合する周辺市町の宅地造成地の分譲価格の動向を慎重に見きわめながら、高い品質を保ちながらも競争力のある価格の設定を行っております。また販売戦略では、県内に定着している「花と緑・せせらぎで彩る寒河江」という寒河江市のブランドイメージを積極的に活用し、市外からの誘致にも力を入れております。

現在の申し込み状況を申し上げますと、全 170区画に対し 144区画に申し込みがあり、84.7%の分譲率となっております。申込者の地域別の割合を申し上げますと、寒河江市内が90件で62.5%、西村山郡内が13件で9%、寒河江西村山を除く山形県内が31件で21.5%、県外が10件で7%となっております。市外全体では54件の37.5%となっております。

現在完成した住宅は2軒で、建設中の住宅は24軒でございます。これらを含め建築協定に基づき土地開発公社に建築承認申請が出されているのが36軒であります。また、分譲申込書に記載された建築計画によりまして、16年末までに73軒の住宅建築が予定されております。

みずき団地の経済波及効果についてのお尋ねがございましたが、経済波及効果とは、ある産業に新たな需要が生じたときに行われる生産は、需要が生じたその産業だけでなく、原材料などの取引を通じて関連する他の産業にも波及いたします。また、これらの生産活動の結果生じる雇用者所得は消費支出として新たな需要を生み出し、さらに生産を誘発してまいります。

これが経済波及効果であります。これを算定するには、対象となる地域内での産業相互間及び産業最終消費者間の取引をまとめた産業連関表というものを作成し、その表から導き出される係数を用いて分析いたします。この産業連関表は本市においては作成しておりませんので、本市における経済波及効果は算定できませんが、山形県で県全体を対象とした産業連関表を作成いたしておりますので、それを用いて分析した結果を参考に申し上げます。

まず、団地造成につきましては、工事費の8億 1,600万円が直接効果であります。これに第1次、第2次の間接効果として4億 2,200万円の生産が誘発され、合計12億 3,800万円の経済波及効果が見込まれます。

次に、住宅建設であります。分譲申し込み書に記載の資金計画をもとに 170区画全部に住宅が建設されるとの前提で算定いたしますと、住宅建設費の34億円が直接効果として見込まれます。これに第1次、第2次の間接効果として17億 5,900万円の生産が誘発され、合計51億 5,900万円の経済波及効果が見込まれます。

先ほどの団地造成と合わせますと、63億 9,700万円の総合波及効果となり、直接効果の 1.5倍の経済波及効果があるものと見込まれます。また、そのほかに住宅所得に伴う家具や家電製品などの需要にもかかわるなど、住宅建設が地域経済に及ぼす影響は相当大きいものと思われま。

次に、木の下土地区画整理事業について申し上げます。

御案内のように、当事業区域は宅地化が徐々に進み、スプロール化が懸念されていたところであり、また、内回り循環線などの幹線道路も整備していかなければならない状況にあったところでございます。そのようなことからスプロール化の防止と宅地化の促進、さらには幹線道路の整備を行い、住みよい健全な市街地形成を図ることは大変意義のある事業と考えているところでございます。

先月15日に、事業区域地権者の同意のもと組合施行による組合設立総会が開催され、理事長を初めとする役員が選任されるとともに、事業計画が決定され実質的に組合が立ち上がったわけでございます。お祝いを申しあげる次第でございます。

これまで、組合を立ち上げるまでに至っては、当地域の整備方法について平成12年3月に寒河江、西根両地区の有志による集まりを持ったのが発端でございます。市の方でも都市計画の施策の一つとしてこの地域の健全な発展と秩序ある整備を図るため現況調査などの調査を行うとともに、整備手法について理解を得るべく地元説明会を開催し、平成13年11月に地元住民による世話人会を立ち上げ、土地区画整理事業で整備していくことを確認したところであります。

そして、平成14年5月には仮同意率96%を得て組合設立準備会が発足され、地区の名称が「木の下」となったところで

あります。その後、設立準備会によって事業の詳細について地区座談会を何回となく積み重ね、事業に対する理解を深められ、昨年10月には本同意の取りまとめを行い、ことし1月27日に組合設立の認可を得まして今回の設立に至ったところでありまして、その間役員会も通算14回も開催されたと聞いておるところでございます。

約4年間という歳月を経て設立に至ったわけですが、役員の方々を初め組合員の皆さんには並々ならぬ御苦労があったものと推察され、その熱意と努力に対し深く敬意を表するものでございます。

早速事業に着手され、4月には組合事務所が開設されるようでありまして、本格的に事業が推進されることになるわけでございますが、市といたしましても、今後とも組合に対し全面的に支援をしまいたいと考えているところでございます。

そして完成年度、それから住宅造成戸数の御質問もございました。

完成年度については、平成22年度までに工事を完了させ保留地も処分し、23年度には換地処分を行い事業を完了する計画となっております。また、住宅戸数については、1宅地の標準面積を300平米として310区画を計画されているところでございます。そういう中でのまちづくり構想でございますが、昨年の6月定例会でも申しあげましたが、良好な市街地環境の形成を図る上においては住民参加によるまちづくりが大事であると考えております。そのようなことから、地域の実情にあったまちづくりの方針と整備計画からなる地区計画を定め、まちづくりを進めていきたいと考えているところでございます。

そのようなことで、区画整理区域と西側に隣接する既成市街地を東部地区として、区画整理事業で整備される道路と既成市街地のアクセスなど一体となって整備することで、地域の特色である歴史、文化資源や地域のコミュニティーを保全しつつ、防災に配慮しながら良好な住宅地を形成し、安全、安心なまちづくりを目指すということで、昨年の4月と5月に地域住民や区画整理区域の地権者を対象に説明会を開催し、縦覧などの諸手続を経まして、まちづくりの方針について昨年10月10日に都市計画決定を行ったところであります。

整備計画については、区画整理地と既成市街地は整備方法が異なりますので、それぞれに定めることとしており、今後区画整理事業の進捗にあわせて地域住民によるまちづくり協議会を組織していただき、地域の特性を活用した住民参加によるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

その中で、既成市街地内については、歴史的な町並みを維持しながら、狭隘道路の改良や区画整理区域との連絡道路の確保など、また区画整理区域については、地盤の高さや建物の用途、形態、色彩等についてルールを定めていただくことになっております。今後とも市もかわりを持ちながら、方針に沿ったまちづくりとなるよう進めてまいりたいと考えております。

それで、経済波及効果というものが工事費を含めてどのくらい積算できるのかというようなことの御質問があるわけですが、先ほど申しあげましたように、寒河江みずき団地と同じ宅地造成でありますので、同様の算定方法によりますと区画整理事業の工事関係では、直接効果として道路工事、宅地造成工事等が約24億円であり、間接効果としましては12億4,000万円が見込まれ、合わせて36億4,000万円となります。

また、住宅建設については、これまでの市内の区画整理事業の宅地化率を参考に、住宅が建設される戸数を想定して算定いたしますと、直接効果として55億8,000万円が見込まれます。間接効果としましては28億8,000万円が見込まれ、合わせて84億6,000万円の経済波及効果が見込まれるところでございます。先ほどの工事関係と合計した総合経済波及効果は121億円となります。

このように、地域経済に及ぼす影響は大変大きいものとなりますので、道路工事や宅地造成工事、そして住宅建設等に対しましては地元の建設業者、また建築工務店の方々に頑張っていただき、大いにかかわりを持っていただきたいと思っております。

市にとりましても、定住人口の増加が見込まれるとともに固定資産税の増加も見込まれるなど、市勢の発展に大きく寄与するものと期待しているところでございます。御案内のように当地区は中心市街地や寒河江小学校、西根小学校に近く、快適な暮らしに欠かせない条件を備えた利便性の高いところでございます。また、幹線道路の整備も計画されていること

から、組合設立前からスーパー等の進出の申し込みが数社からあるようでございます。

しかしながら、事業の遂行に当たってはスーパー等の用途を見越しての換地など、今後調整しなければならない課題も多々あるかと思いますが、何と申しましても保留地処分が最大の課題であろうと思いますので、できる限り事業費の縮減を図り、処分単価も抑えた中で円滑に事業が推進されるよう望んでいるところでございます。

いずれにしましても、今後とも土地区画整理組合に対しましては、市の体制の拡充を図りながら支援してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉愼一郎教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 英語教育について、まず、これまでの英語教育について申し上げます。

これまでの英語教育は、読み、書きが中心でありました。しかし、国際化する社会の中にあっては実際の場面で話せる英語の重要性が高まってきております。そこで、平成14年度から実施されている新学習指導要領においては、中学校の外国語の目標の一つとして、聞くことや話すことなどの実践的なコミュニケーション能力の基礎を養うことが挙げられ、実際の会話場面に配慮した指導が重視されるようになりました。

また、小学校学習指導要領には「英語教育」という文言はございませんが、総合的な学習の時間の活動例として、国際理解に関する学習の一環として児童が外国語に触れたり、外国の生活や文化などになれ親しんだりするような体験的な学習が挙げられております。つまりこれまでの英語教育の反省を生かし、現在は新しい英語教育が進められていますことを御理解いただきたいと思っております。

次に、今後の英語教育について申し上げます。

現在、寒河江市の小・中学校においては、国際的な視野を持ち、将来国際社会で活躍できる人を育てるという観点から、国際理解教育を進めているところです。具体的には、平成12年8月からJETプログラムによりALTと言われる外国語指導助手を各小・中学校に派遣しております。現在、本市のALTはマーク・ダックワースという25歳のカナダ人男性です。派遣回数は年間小学校約80回、中学校約80回、計160回ほどです。

小学校においては、総合的な学習の時間に英語を使ったゲームや歌遊び、簡単な英会話など楽しく学習しながら自然に英語を話すような活動が行われております。外国語に親しませ、外国語に対する興味・関心や学習意欲を引き出すことが小学校段階の主なねらいであります。

そして中学校段階では、外国語の基礎基本を学び、聞くことや話すことなどの実践的なコミュニケーションの能力を養う指導がなされております。例えば、教師と生徒及び生徒同士が学習した表現方法を使い英語で会話する授業も珍しくはありません。その結果、小・中学校で現在行われている英語教育は、確実に日常会話のできる生きた英語の方向に進んでおります。これは、町を歩いているマーク先生に、「ハイ、マーク先生、ハウ・アー・ユー」と気軽に話しかける小・中学生の姿からもうかがうことができます。

したがって、市の小・中学校においては今後とも、小学校で外国語に対する学習への意欲を引き出し、中学校でコミュニケーション能力を伸ばすという発達段階に応じた計画的な国際理解教育、外国語教育を進めてまいりたいと考えております。以上です。

佐竹敬一議長 石川忠義議員。

石川忠義議員 詳細にわたって、御答弁ありがとうございました。

それでは、第2問目に入らせてもらいます。国旗・国歌については、市長と私の思いは余りさして変わらないというようなことで理解させてもらいますけれども、戦後間もなく60年になるうとしている現在、非常にこの日の丸に対して抵抗感もあったやに歴史的にあるわけですが、やっぱりこういう国際化の時代、日本人が国のシンボルとして、象徴としてやっぱり国旗を敬う、尊敬するというのが今の時代の流れかなというように私も思います。

市長は、早速掲揚台の方に日章旗、国旗もするというところでございますので、市民の方も本当に国旗に対しての愛着心もますます増すのではないかというように思っております。

二つ目の地域の住宅団地づくりということで、非常にみずき団地が好評のうちに今販売になっている、また建設も着々となっているということで、その市場調査等も綿密に市内、西村山、市外ということで各購入者がいるということで、本当に寒河江は今までのいろいろな施策の中で住んでみたいと、また寒河江のよさをやっぱり知った人が来てくれるのかなというふうに思われます。

経済効果におかれまして64億円の約1.5倍というようなことでございますので、この不景気なこういう建設関係におかれまして、総合的な産業におかれまして非常に時期を得たみずき団地の造成だったかなというように思います。

また、木の下土地区画整理事業につきましてでございますが、発足してから4年ぐらいたつわけでございます。非常に最初は地権者が期待をしてやってきました。あの土地は、1間にも申しあげたとおり米どころで、なかなか今までの農政からおきましてよい田に恵まれた中で、非常に米づくりが歴史的に一生懸命行われたというところでございます。本当に地権者の方もその宅地に変換するということに対して、非常に土地に対する愛着心もあったようでございますけれども、これからのいろいろな問題を見たときに、やっぱり今そういう事業に協力して寒河江市の一つの施策に協力しなくちゃならないというような地権者が、だんだんとふえてきたのかなというように思っております。

まだ、心決めかねない人もいますようでございますけれども、何とかその辺も、やっぱり組合設立もしたわけでございますから、行政サイドの方からも、組合任せにしないで何とか100%の同意を得られるように何とかいろいろな面で御提言、御援助していただければありがたいというふうに地区の人は思っているわけでございます。

なかなか組合設立しましても、やっぱり皆さん地権者であっていろいろな役員をしている方ばかりでございます。素人の方もたくさんいるわけでございますので、その辺は行政の方から、また県の関係者の方からもいろいろな面で御協力していただきながら、地権者の皆さんが、また地域の方、寒河江市全体がよかったなというような結果にしてもらえればありがたい、結果にしなくちゃならないと思いますけれども、その辺も要望しておきたいと思っております。

完成が、最後が平成23年ということでございますが、まだまだ期間的には長いスパンでやるわけでございますけれども、できる限り年も高齢者の方もかなりおるようでございますので、できる限り期間を詰めるならば詰めてもらって、やっぱり地権者の丈夫なうちに、新しい市街化づくりに対しての完成を見てもらいたいというような要望をしておきます。

三つ目の英語教育についてでございますが、この質問をする前に、私も英語を全然しゃべれませんが、どうしたものかなというように思っていたわけでしたけれども、市民の方から、このままの英語教育でいいのかなというような話もありまして、あえて赤面の至りでございますけれども、取り上げさせていただきました。

私も6年間、中学校から英語を教えてもらったんですが、特に高校時代、うちの方の担任の先生が東北大出身で英語を教えておったんですけども、その先生によりますと、昭和30年代ですけれども、やっぱり洋画を見ると。英語習いたかったら洋画見てくれということで、先生もまだ半分ちょっとしかわからないと、洋画見た感じが。でも、英語を覚えるにはやっぱり外国に行けるわけにもいかないし、その当時。今も大変ですけれども、一生懸命英語の好きな方は映画館通いをした記憶がございます。

しかし、どうしても、本人のそういう決意もあると思うんですけども、なかなか日本人の日本語という言葉が邪魔して、また島国ということもありましてなかなか覚えないと。覚えるのに一番いいのは、やっぱり留学して1年か2年行け

ば会話くらいできるんだろうというようなことをおっしゃる方もおりますけれども、要は英語は本当に必要なのか、必要ないのか。それは大人になって我々の今の職業の中で、必要な方はそれなりのマスターをしなくちゃならないということでありましょうけれども、ただ、学校で授業やっている以上、やっぱり何らかの形で英語そのものの効果というか、それがなくちゃならないのではないかと。

この前の、県の文教公安委員会では文科省が進める英語教員ステップアップ講座の本県の取り組みについてということで、新年度から4年間で中学、高校のほぼ全教員に当たる500人を対象に、英語のみで合宿生活を行うというような委員会の方から回答がございました。

そういうことで、やっぱり当然先生は専門的に英語をマスターして資格持っているんですから当然なんですけれども、我々の時代を言うとちょっと古いんですけれども、今少人数学級ということで、グループごとに授業しているのかどうか分かりませんが、やっぱりそういう先生も当然英語に精通した中で、日本語を使わないで英語でやりましょうというような授業もこれは当然、今もやっているだろうし、これからもやっぱりやらなきゃならない一つの課題と思いますけれども、要はどのくらいの生徒が中学校の義務教育の卒業のときに英語に対して魅力を感じているか、その割合がどのくらいなのかと、そういうことが学習指導要綱にはないと思いますけれども、何回も申しあげますけれども、これからの国際化の中でやっぱり外国人の前に行って、赤面してちょっと語れないという我々のようでは、幾ら言葉で表現してもこれはやっぱり教育として何とか考えてもらいたいと、それが私一人だけではないと思うんですね。

また、きのうの新聞ですか、小松という重機の社長さんですけども、英語一辺倒は危険だと。まず漢文と日本語をとにかく徹底的に鍛えて、漢文で内面を鍛え、日本語で思想を明確にし、英語で表現するというようなことぐらいのことをしなくてはだめだと英語通の方は言うておりますけれども、私はそういう難しいことはあれなんですけれども、何とか英会話くらいはできるくらい易しいものを、中学校教育の中で何とかマスターできないものかというようなことで問題を提起したわけでございます。何か御答弁ありましたらひとつよろしく願いいたします。

以上で2問を終わります。

佐竹敬一議長 教育長。

大谷昭男教育長 外国語教育についての2問でお話しございました。

この前の、たしか文藝春秋の2月号だと思いましたが、あの中で、今の青少年のさまざまなことが指摘されているわけでありまして、ある大学の教授が、現在の青少年のよさ幾つかあるんだと、いいところがいっぱいあるんだよということで、そのよさの一つに、自分が経験したり自分の身の回りにあった、あること以外のもの、いわば言葉では「異質」という言葉を大学教授は使っておりましたけれども、そういう異質なものに対して積極的にかかわろうとする姿勢、それからそれを受け入れようとする姿勢、これは今の青少年のよさなんだということがありました。

私もずっと国語をやってきましたので、英語は中学、高校と習ってきましたけれども、会話はできません。本当の単語の羅列、それもなかなか浮かんでこないという実態がありますけれども、修学旅行なんて引率しますと、東京や京都等で外国の方がたくさんいらっしゃいます。そうすると生徒が非常に自然に接触するんですね。私英語しゃべれませんが、どこからおいでになったんですかというようなことを聞いて、そしてアメリカ。アメリカのどこですかというところまで話が弾んでいる姿を見て、ああ、すばらしいなというようなことを思いました。

そのことがあったものですから、この前のあの記事に、なるほどというふうに思ったわけでありまして。ボランティア活動なんかにおける中学生、高校生のかかわり方もやはりそういうことでの理解で認識しているところでもあります。

そういう態度養成の一因に、こうした国際理解教育を年齢の低いところから始めていこう、そして親しんでもらおう、そしてなれてもらおうという、そういう実践的な活動、さらにそこから発達段階によって積極的にコミュニケーションを図っていこうという基礎、それから実践力をつくっていくという進め方だろうというふうに思いますし、それは非常に大きな意義があるというふうに考えております。

具体的な姿は担当課長の方が押さえていると思いますので、お願いしたいと思います。

佐竹敬一議長 学校教育課長。

芳賀 章学校教育課長 それでは、お答えいたします。

まず、小学校の方ですが、小学校の方の総合学習の中で国際理解教育というふうなものにおいて行っております。この国際理解教育というのは、異文化に触れる、あるいは学ぶということでございます。例えば寒河江市であれば交流のあるトルコとか、それから中国、韓国からの人を学校に招いてその異文化に触れる、食文化に触れるというふうなことを大事にしております。そのほかに英会話というふうなことも含めて実施しているわけです。特に小学校では、異文化に触れることによって違う国のよさを知ることと、それから自分の我が国のよさに逆にわかる、大切にしていこうという教育になっていくだろうというふうに思います。

具体的なことを申し上げますと、小学校の方では英会話の方の学びの方ですが、例えば果物の名前を覚えるとか、低学年ですと歌やゲーム、高学年になりますと簡単な日常の会話などを行っております。

それから、次に、中学校の方ですが、先ほどもありましたように中学校の教師の指導力を向上するというところで、村山管内でも指導力向上研修会などを実際に行っております。それから、この間、中学校の英語の授業を見せていただいたんですが、ほとんど日本語を使わない、ほとんど日本語を使わない授業もを見せていただきました。私は半分ぐらいしかわからなくて大変困った部分があったんですが、子供たちには身ぶり手ぶりで先生がやること、それから表情を教師が示すことによって、やっぱりコミュニケーションの大切さというのを具体的に学んでいっているのかなというふうに思います。今度は教師対子供、それから生徒対生徒の英会話などに具体的に取り組んでいるところです。 以上です。

散 会 午後2時45分

佐竹敬一議長 以上で、一般質問は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。